

伺いをしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げます。

今回の火災では、建物に居住しておられました男性一名が死亡しましたほか、消防活動中の消防隊員のうち四名が死亡し九名が負傷したことは誠に痛ましいことだと思っておりまして、私自身も現地に参りまして、御遺族の方の弔問もさせていただいております。深く哀悼の意をささげますとともに、負傷された職員の一日も早い回復をお祈りしておる次第であります。

そこで、御質問の件でございますが、神戸市の中間報告というのが六月十二日に出されておりますけれども、一、二階を貫く通し柱と、それから二階を支えておりますはりの接合部に焼け細り及び欠損が生じ、二階及び屋根の重量に耐えられなくなり、一気に建物が倒壊したという報告になっております。

国民の生命、財産を守ることが任務であります消防員につきましても現場活動における安全確保が必要であります、引き続き、より詳細な調査を今やつておりますけれども、消防学校あるいは全国消防長会の研修会などにおきましてもこの調査結果を踏まえまして周知徹底を図りまして、このような事故が二度とないよう努めたいと思つております。

○高嶋良充君 是非、一度とこのような事故が起こらないような周知徹底をお願いをしたいんです

いて、各消防本部へ今後こういう事故も含めて情報提供を迅速に行うと、そういう対応についても大事なことがあります。今までは、先ほど先生の御質問にもございましたが、事故発生当日の午前八時には担当職員を現地に四名派遣しております、被災現場におきましては消防庁と、それから地元の兵庫県、県警、それから神戸市との共同で現地確認等を行いまして、火災及び事故の発生の状況についての情報を共有しまして、今おっしゃいますように、消防庁として消防庁も災害概要を取りまとめて、取りあえずまず各消防機関に提供しているところであります。それから、先ほど申し上げましたように、六月十二日に神戸市からの中間報告が発表されておりますが、今後も、引き続き調査が実施されておりますので、その結果は逐次今消防庁に提供されております。

ポイントとなる建物の崩壊の原因是さつき申し上げたとおりでありますけれども、一階の天井裏の部分であります、実際に消防隊員が立ち入りますときに、やはり二階の屋根が落ちてくるといふことはあり得るわけですから、まずホースでこの二階の床を強くたくと言つておりますけれども、放水しまして、その安全を確認して入つたんでも、放水しまして、その安全を確認して入つたんでも、御要請もありましたので、消防庁から六月十日以降にメンタルサポートの専門家を派遣しまして、現地の先生方と一緒にこの現地の職員等のメンタルケアに当たつております。今後ともこの点は神戸市と連携しつつ対応してまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 は、今お話し出ましたように、消防庁は現地の職員等のメンタルケアに当たつております。

そこで、各指揮者の安全管理の不備はなかつたという認定になつておりますけれども、さらに、

○高嶋良充君 は、今お話し出ましたように、消防庁は現地の職員等のメンタルケアに当たつております。

そこで、各指揮者の安全管理の不備はなかつた

といふふうに思つておるんです。その点について

消防庁の考え方を伺いたいと同時に、

消防庁の考え方を伺いたいと同時に

作ることも意味があるのではなかろうかと。こういうふうに思いまして、関係のところと相談しまして、特に地方六団体と、是非やつてくれと、議会の関与もこの程度は是非残せと、これはこうやつてくれと、こういうことなものですから、その調整の上に出させていただいたわけあります。我々としては、そういう意味では地方の要望にこたえて地方がやりやすいような選択肢をもう一つ増やしたと、こういうふうに考えております。

○高嶋良充君 地方からの要望が強かつたからと必要性を述べておられるわけですから、私は、イギリスをモデルにされたということですが、イギリスでは国の機関のみが対象になつてゐるわけですね。地方の独立行政法人のモデルはイギリスにはなかつたわけであります。

そういう観点からいうと、国、イギリスをモデルにされた、国が導入をされた独立行政法人の評価、検証というものを時間を掛けて行つた後に、地方への導入の是非を決めるべきではないかなというふうに思つてゐるんですが、とりわけ国の独立行政法人も法律で三年ないしは五年後に機関評価をするということにもなつてゐるわけですから、少なくともその評価の後に地方へも導入をしていくという方策が取られるべきだというふうに思ひますけれども、その辺については、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) それは國の方では十五年度中に地方にも入れるということを、國として閣議決定しているんですね、それがいい悪いは別ですけれども。

それで、國の方は、御承知のように、十三年の一月から始まりまして、一番早い中期計画の期間が終わるんですね、第一号が出るんですね、間もなく、三年ないし五年ですから。

そういうことで、國の方を見ますと割に頑張つて成果を出しているようなところもありまして、例えば、委員も御承知かもしれません、國立美術館なんかについては、今までより見れる時間を

延長する、それからレストランやミュージアムシヨップを作つて、國立博物館では例えば横山大観展や雪舟展については、これも開館時間を柔軟化して延ばすとか、あるいは予算の使い方で研究所なんか、ある程度研究所の理事長さんの御判断で、もう国だと事細かに決まつてますから、ある一定の枠の中で自由にやつたり取つたりするところでございます。

こういうことをやっておりまして、私は、それなりに効果が出つたので、この際、閣議決定で十五年度中に地方の独立法人制度も作ると、こう決めているから、今回お願いしてこういう制度を作させていただこうと、こういうことでございまます。

○高嶋良充君 美術館の開館時間の延長というよなものは、今まで国でやつてこられなかつたことがおかしいことであつて、導入の意義というのは効率的な行政サービスが最大のものだというふうに伺つてゐるわけですから、地方自治体は国と違つて、今の美術館もそうですが、今まで既にそういう地方行革を通じて行政サービスの向上というのはきつとやつてきてるわけですね。もう直接住民と接するところのサービスなんですか、そういう意味では、既にもう民間委託が行われているところや、PFIとかあるいは第三セクターとか一部事務組合など、様々な方式を取り入れて地方行革を実施をしてきてるといふふうに思つてます。

○高嶋良充君 片山大臣ね、今聞かれたように、地方行革、独自に進んでるということ、もう一つは、透明性の面でも大変この地方自治体、努力をされているというふうに思つてます。國に

先駆けて情報公開も条例でやられてきましたし、行政評価にしても、あるいは住民参加の問題にし

ても、さらには外部監査、最近では単年度会計の見直し問題等についても積極的に改革に取り組んでいます。

○高嶋良充君 私が特に疑問に思つてるのは、先ほど大臣も地方公営企業のことをちょっと言わされましたけれども、この地方公営企業も独立行政法人の対象になつてます。私が、地方公

営企業と独立行政法人、両方の制度を精査もさせていただきましてけれども、制度上の類似点が非常に多いんですね。

○高嶋良充君 ということは、独立行政法人に移行をさせるメリットがどこにあるのかなというの

りツトがどこにあるのかなというのを、余りないんではないかなというふうにも思つてます。

○副大臣(若松謙維君) まず、現在の地方公営企

業制度でございますけれども、これはあくまでも

地方公共団体の内部にあるということで、一般行政部門との当然密接な連携がある中で、特別会計

を設けて、いわゆる企業会計原則、独立採算制と

いう制度を導入しながら公共性の高いサービスを

効率的、効果的に提供すると、こういう仕組みで

事務次官の通達でございますが、を策定いたしまして、地方公共団体に対しましてその行政改革の取組を申請するなど、地方行革の推進に努めてきたところでございます。

先生御指摘のように、地方公共団体では、例えば定員管理や給与の適正化、それから行政評価システムの導入、それから事務の外部委託、民営化等々、積極的な取組が行われております。現在でも、厳しい財政事情の下、行政改革に懸命に取り組んでいるものと認識しております。

例えば、一つ二つ具体的に申し上げますと、給与でございますが、まず定員でございますが、定員につきましては、平成七年から八年連続して減少していくところでございます。また、給与につきましても、ラスバイレス指数が大幅に低下いたしまして、全団体の七割以上が一〇〇未満となつていて、そのため、給与につきましては、平成七年から八年連続して減少していくところでございます。

○高嶋良充君 まさに、今聞かれたように、

地方行革、独自に進んでるということ、もう

一つは、透明性の面でも大変この地方自治体、努

めをされているというふうに思つてます。

○高嶋良充君 そういう意味では、大いに地方行革の実を上げていただきたいと思いますが、先ほども言いましたが、幾つかの団体では非

常事実でございますが、地方の私はレベ

ルアップを図つていかなければならぬと、こう

いうふうに思つておりますが、地方の方が国より少しきりが利きますから、物事をえていつたり

新しいものを取り入れることは果敢にやつて

いるところもあるし、やりやすいんですね。

そういう意味では、大いに地方行革の実を上げていただきたいと思いますが、先ほども言いましたが、幾つかの団体では非

常事実でございますが、地方の私はレベ

ルアップを図つていかなければならぬと、こう

ありまして、これは委員も御認識のとおり広く定着しております。

一方、地方公共団体の中には、先ほども大臣もお話をありましたが、更に独立性を持つ形で事業をしたいといったところもありまして、今日の新聞も見ましたところ、埼玉県の志木市長がいわゆる議会の中から首長を選ぶとか、最近、本当に地方自治体の長の方、いろんな工夫創意をされておりまして、そんな要望も私どもとしては受けまして、今回の法案の提出に至ったこともあります。

そこで、今回の導入のメリット、委員の御質問でござりますけれども、何といっても、法律上、目標管理制度を徹底したということと併せてディスクロージャー制度、これをしっかりとしているということと併せて、さらに法人の長の経営責任の下で自律的に運営ができるということでありまして、これは基本的に地方自治法制の適用から離れるというか、いわゆるそれがかえって独立性が高まる、こういった制度になつております。そのため単年度予算主義の緩和、契約の彈力化、業績給の効果的な導入、こういった機動的、弹力的な財政運営、人事管理が可能となるということになりまして、これらを活用することによって業務運営の効率化が図られる、これがメリットがあるというふうに考えております。

○高嶋良充君 どうも積極的なメリットの面が受け取れないんですけど、いずれにしても、以降、具体的な内容について、とりわけ地方公営企業の問題でまず伺つてまいりたいというふうに思いますが。

今、市町村合併が活発に推進をされておるわけですけれども、私は積極推進論者ではありませんが、この独立行政法人の導入によつて、とりわけ水道事業などでは、広域化の問題や市町村合併をするときに、一方が地方公営企業で一方が独立行

政法人にもう既に移行していたと、こういう場合の合併という問題が持ち上がつたときには障害になるというふうに思うんですが、その点についてはどうのよにお考えでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 水道事業の広域化と市町村合併、これはともに今後更に推進すべき課題ではないかと思つております。当然その事業に關係する地方公共団体当事者間で十分話し合つて、ただくものと理解しております。

そこで、特に水道事業につきまして、それを方、また今回水フォーラムが行われましたけれども、そんな議論も踏まえながら十分検討していたべき課題であると考えております。

○高嶋良充君 水道の問題について更に伺いますけれども、先日、政府も大変力を入れられて、日本、大阪と京都ですけれども、世界の水フォーラムが開催されました。御承知のとおりであります。

そういう観点からいえば、今、健全な水循環系の構築に向けた施策を政府も推進をしているところだというふうに聞いているんですけども、しかし今回制度化される独立行政法人制度は、水道事業を対象業務にしているけれども、もう一つの水循環系にとって重要な下水道事業はこの対象から除外をしているんですね。

水循環の一環である水道事業と下水道事業の經營の在り方をあえて分離をすると仕組みを作ることが果たして健全な水循環系の構築を図る上で得策なのかどうか。私は、逆に支障が出てくるんではないかなというふうに危惧をしているんですけど、この独立行政法人化を検討される際に、このような政府の大きな政策目標である水循環施策を念頭に置いて検討されたのかどうか、お尋ねをいたします。

○副大臣(若松謙維君) 今回の地方独立行政法人

制度の地方公営企業分野への対象事業、いわゆるこれは法律で八事業を規定させていただきましたが、これらの事業は言わば地方公営企業としての事業とさせていただいた次第でございます。

お尋ねの下水道事業につきましては、必ずしも熱度の高い事業であります。かつスマートな制度導入の観点から、当面これらの事業に限つて対象事業とさせていただいた次第でございます。お尋ねの下水道法上、下水道管理者となり得る主体が地方公共団体に限られていると、こういうふうに解されていることから、現段階におきましては、当然、地方公共団体の自主的な選択にゆだねられていくわけありますけれども、これもその地域における将来の水道事業の経営の在り方、また今回水フォーラムが行われましたけれども、そんな議論も踏まえながら十分検討していたべき課題であると考えております。

ト又は世界水フォーラム、ここで水循環という視点が議論になります。いわゆる流域を単位とする統合的水管理システムについても提言していることは認識しております。こうした課題も今後当然検討課題になります。特にいわゆる水の管理とまた利用、特にフランスの場合には水道事業は非常に、特に水の場合には民間が多いと、こんなそれぞれの国の特徴もあるわけでありますけれども、いずれにしても、この水道事業につきましては、公営企業型地方独立行政法人にするか又はいわゆる従来型にするのか、これにつきましてはあくまでも地方公共団体の自主的な判断によるものと、このように私どもは理解しております。

○高嶋良充君 地方公共団体の自主的な判断だけれども、今の副大臣の答弁を聞いてみると、水循環という観点からいけば独法にするのは余り好ましくないなというふうにとらえていいんでしょ

うね、それは後でまたお尋ねをしますけれども。

もう一点、この水道と下水道との関係で、料金徴収の観点からも問題点が指摘がされているんですね。水道と下水道を一つの事業体として実施を

していることについては先ほど経営の主体の問題だと、こういう言い方をされましたが、それについても、そういう料金徴収の面でも問題点があるということについては御理解いただけるでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 今お尋ねの、料金徴収と下水道をなぜ対象から外したかと、そういうお尋ねでございますけれども、今回の地方独立行政法人につきましては、水道事業がその対象とされたわけでございますが、繰り返しになりますが、下水道事業については対象とされておりません。

特に下水道事業につきまして、先ほどもちょっと触れただけですが、地方公営企業法のいわゆる法適用事業の割合が低くて、かつ公営企業としての熟度が低いと、このようないくつかの理由であります。地方独立行政法人制度の対象としてはなしに、今回の法案におきましては対象外といったしました。

なお、水道事業と下水道事業につきまして、特に市町村レベルにおきましては料金徴収等の業務処理を連携して行う団体があることも事実でございます。しかし、水道事業を行う地方独立行政法人への下水道事業への一定の業務委託、これによつてもまた対応が可能となつております。つまり、たものにつきまして、やはり地方自治体それぞれの事情を踏まえながら、こちらとしては対応を考えまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 下水道事業を独法から外して、水道事業は対象事業に、この法案が成立すれば結論的にそうなるわけですから、これから施設整備という側面からいっても、水道事業がこの手法の対象にするということについてはかなりやっぱり問題点が出てくるのではないかというふうに思つてはいるんです。

これから水道事業というのは施設の更新が求められてくるという状況で、かなりの資金調達が必要になつてくるというふうに思うんですが、そういう独法に移行した場合は、必要な施設整備に要

する資金調達に支障を来すんではないかなと、そういうふうにも心配をしてるんですねけれども、そういう観点からいっていけば、水道と下水道、一体的な運営をしているところについてはやつぱり独法というよりも現状のままの方が、地方公共団体にとつても、あるいはそこの受益をされる利用者にとっても、それの方が効率的でより利用しやすいと、こういうふうになるのではないかなどいうふうに思つてはいるんですけれども、その辺の考え方と、水道事業を独法から外すべきではないかというふうに私は思つてはいるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) まず、公営企業型地方独立行政法人制度の対象でございますが、先ほど八事業と申し上げましたが、これはあくまでも地方公営企業としての熟度が高いと、こういつたところから絞らせていただきました。

そこで、御指摘の水道施設の設備ですが、当然これは大規模な資本投下も必要と考えられておりますが、こうした場合には設立団体からの長期借入れ、これを認める等の現行の地方公営企業の場合と同様の財政制度も検討しておりますが、私どもは必要な施設設備に支障を来すことではないと、このように考えております。

また、地方公営企業型独立行政法人に移行するか否かでございましてこれは先ほど申し上げましたように、地方公共団体の自主的な判断にゆだねられておりますが、水道事業を制度上公営企業型地方独立行政法人の対象として位置付けること、これはやはり適当ではないかと、このように考えております。

○高嶋良充君 今の資金調達、借り入れについても問題はない、こういうことですから、自律的な運営が可能になつて、それはそれで地方公営企業よりはメリットがあるのかなというふうにも思つんですが、ただ、公営企業型の場合はどう

見えても独立採算制の原則がもう最初から適用されているわけですし、長期借り入れも制限をされるということに基本的にはなるわけですから、そういう観点からいえば、現行制度以上の財政的なメリットというのはないのではないかというふうに思つてはいるんですが、その点はどうでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 恐らく委員の御指摘の前提には、地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人ともに独立採算原則が導入されているとい

うことでそんなに差がないんじゃないかという御指摘だと思いますが、今回導入しようと

しておられます公営企業型地方独立行政法人制度、

これはあくまでも地方公営企業とは別の法人格を

有しているということで、かつ、法律上、いわゆる中期目標管理ですね、目標管理制度と徹底した

ディスクロージャー制度を導入しているというこ

とで、やはり従来の地方公営企業よりも法人の長

の経営責任の下で自律的に運営されると、その結果

先ほど申し上げました単年度予算主義の緩和

等によるより機動的な財政運営、人事管

理が可能となるということで、私どもとしては

結果的に、大変いわゆるやる気のあるというか、

大変チャレンジャブルな自治体がこのようない公営

企業型地方独立行政法人を活用することによって

業務運営の効率化が期待されると、このように考

えております。

また、同制度を導入するかどうか、これはあく

までも地方自治体の自主的な判断であります

ので、先ほど、再三申し上げますが、あくまでもこ

れは地方自治のいわゆる行政サービスの一つの機

会を更に広げたと、そういう意味でありますと、

これはこの制度を利用していただくかは、繰り返

うことあります。

いずれにしても、先ほど申し上げましたよう

な、現行制度も当然メリットはあるわけでありま

すが、やはり今回のいわゆる地方公共団体とは別

うことあります。

お尋ねの件でございますが、このように都道府

県立の精神病院が特定地方独立行政法人化された

場合には、先ほど私申し上げましたこの趣旨に基

ば地方公営企業以上のメリットは私は期待できるのではないかと、そのように考えております。

○高嶋良充君 私は、地方公営企業以上のメリッ

トはなかなか發揮できないんではないかななどとい

うふうに思つてます。

大臣の方から考え方を伺いたいと思います。

次に進ませていただきますが、都道府県の精神

病院も独立行政法人の対象というふうにされてお

るんですが、私はこれは問題なんではないかなと

いうふうに思つてます。

大臣の方から考え方を伺いたいと思います。

次に進ませていただきますが、都道府県の精神

本的に合致しているというふうに考えられるため、特定地方独立行政法人が指定入院医療機関となることを排除しない仕組みとする予定でございます。したがいまして、指定入院医療機関としての役割が想定されるという理由で地方独立行政法人の対象から外す必要があるというふうには考えていいないところでございます。

○高嶋良充君 ちょっと意味が分からぬのですけれども、じゃ、さきに答弁された民間病院でも指定されればやれる、こういうことです。

○政府参考人(上田茂君) ですから、この心神喪失者等医療觀察法案の指定入院医療機関につきましては、たゞいま申し上げましたように、国・都道府県又は独立行政法人等が開設する病院について厚生労働大臣が指定するということをございます。

○高嶋良充君 県知事の命令の措置入院は指定民

間病院を対象にして、裁判所の関係は対象にしな

いといでのであれば、独法も身分的には非公務員

型の部分も選択できるということになつてゐるわ

けですから、そういう観点からいっていつても、

独法の精神病院に今回法改正で行われた強制入

院、裁判所の命令による強制入院というのはやつ

ぱり問題があるんじゃないかなというふうに思う

んですが、再度答弁してください。

○政府参考人(上田茂君) ですから、先ほど申し

上げましたが、今回の指定入院医療機関のその趣

旨として公共性、専門性等々を申し上げました。

と同時に、こういった指定入院医療機関に対して

も厚生労働大臣が監督等、例えば具体的には報告

そしてまたそれに対する改善命令等々、こういつ

た監督を及ぼすこととしておりまして、したがいま

して、そういうような仕組みの中で、今申し上げ

ました特定地方独立行政法人については、正に国

又は都道府県立の設立と同じように指定入院医療

機関となることを排除しない仕組みというふうに

考へておるところでございます。

○高嶋良充君 どうも意味が分からないです。

いたずれにしても、私は、国の報告、メルクマーリで示されている公権力の行使に当たる事務事業については、これはその対象としないということその言われた理由は若干当てはまらないこともあります。したがいまして、措置入院の問題には先ほどの見點からいって、これはその対象としないとしたわけであり、そのような基本的な考え方方にのつとります。したがいまして、そのような基本的な考え方方にのつとります。ただ、強制入院、裁判所の命令による、これはやっぱり公権力の行使そのものでありますから、その部分はやっぱりきちっと、また次の機会に譲りますけれども、厚生労働省として明確にしてもう必要かこれあるんではないかなどというふうに思っています。

う一点、大臣も国立の試験研究所の問題を言われましたけれども、地方の試験研究機関への導入に

ついても私は問題があるんではないかなというふうに思つてゐるんです。とりわけ、国立と違つて、地方の試験研究機関というのは、国立も利潤を前面に押し出していくませんけれども、民間の場合は

試験研究機関というのは利潤を大事にしているんですけど、とりわけ地方の試験研究機関というの

は、地域の産業に対するサービス提供というの

非常に大きな役割を果たしていると思うんです

ね。農業試験場あるいは林業の試験場、水産業あ

るいは商工業や環境や衛生の問題に対する試験

研究機関、これは基本的に言えば住民サービス型

が大半だというふうに思つていてるんですけど

も、そういうところに独立行政法人を導入するこ

との意義が私はさっぱり分からぬ。

それを逆にやることによつて地域産業へのサービスの低下につながることになるんではないか、

あるいはそのことによつて研究活動が後退をする

ということにはなりはしないか、そういう心配を

しているんですねけれども、なぜ地方の試験研究機

関を対象とされたのか、研究活動が後退をするこ

とはないのか、その二点についてお伺いをしま

す。

○副大臣(若松謙維君) 先ほど委員が、いわゆる

独立行政法人、これはイギリスのエージェンシー

も参考にしたということで正に政策の企画立案機

能と実施機能、これを分離して、そして実施部門の事務事業につきましては、効率性や、またサービスの向上を図ることをねらいとしたわけであります。したがいまして、そのような基本的な考え方方にのつとります。ただし、国・の試験研究機関につきましては、政策研究機関などを除きまして原則として独立行政法人化されている、このような制度になつております。

そして、地方公共団体の試験研究機関につきまして、基本的には国と同じような考え方方が當

はまるものと私どもは考えておりまして、地方公共団体のニーズ等も考慮いたしまして、今回、試験研究を対象業務の一とつとした次第でございま

す。

そこで、農業試験場などの地方公共団体の試験

研究機関でございまですが、これは委員もお話をされました地域産業の活性化などの面で大変大き

な役割を果たしていると認識しているわけでありますけれども、それでは、地方独立行政法人にそ

れを移行すれば、地方公共団体が設定する明確な中期目標の下でしっかりとやつたければ、か

つ法人自らの責任によりまして、いわゆる結果はしっかりと期待できるわけありますが、その過

程としての機動的な組織運営、財務管理、これも併せてできるということでの地方独立行政法人化

ますけれども、それは、地方独立行政法人にそれが押し付けることのない、あくまでも自治体の行

政判断、地域の住民の皆さん方の判断をやっぱりされまし

た。衆議院での附帯決議にもありますように、國が押し付けることのない、あくまでも自治体の行

政判断、地域の住民の皆さん方の判断をやっぱり尊重していくんだと、そういうことに対しても大

臣の見解を伺います。

行政だけの判断でやるというのはやっぱり問題

があるというふうに思いますから、そういう観点

で、衆議院での附帯決議にもありますように、國

が押し付けることのない、あくまでも自治体の行

政判断、地域の住民の皆さん方の判断をやっぱり

いるべきけれども、ただ、その選択をされば、自

主的に選択をさればいいのかなというふうに思

いますけれども、たゞ、その選択に当たつて、こ

ういう地域サービス型の試験研究機関なんか当然のこととして、その受益を受けておられた地域

の皆さん方、関係者のやっぱり合意というか意見

もきちつと聞いてやっぱり判断を、選択をしてい

くということが大事なんではないかなというふう

に思つています。

行政だけの判断でやるというのはやっぱり問題

があるというふうに思いますから、そういう観点

で、衆議院での附帯決議にもありますように、國

が押し付けることのない、あくまでも自治体の行

政判断、地域の住民の皆さん方の判断をやっぱり

いるべきけれども、たゞ、その選択をされば、自

主的に選択をさればいいのかなというふうに思

いますけれども、たゞ、その選択に当たつて、こ

ういう地域サービス型の試験研究機関なんか当然のこととして、その受益を受けておられた地域

の皆さん方、関係者のやっぱり合意というか意見

もきちつと聞いてやっぱり判断を、選択をしてい

くということが大事なんではないかなというふう

に思つています。

○高嶋良充君 大臣に伺いますけれども、今の試

験研究機関の問題もそうです。私は、あくまでも

選択制ですから、公共団体が選択をされば、自

主的に選択をさればいいのかなというふうに思

いますけれども、たゞ、その選択に当たつて、こ

ういう地域サービス型の試験研究機関なんか当然のこととして、その受益を受けておられた地域

の皆さん方、関係者のやっぱり合意というか意見

もきちつと聞いてやっぱり判断を、選択をしてい

くということが大事なんではないかなというふう

に思つています。

○高嶋良充君 いたずれにしても、私は、国の報告、メルクマーリで示されている公権力の行使に当たる事務事業については、これはその対象としないとしたわけであり、そのような基本的な考え方方にのつとります。

○高嶋良充君 ちょっと意味が分からぬのですけれども、じゃ、さきに答弁された民間病院でも指

定されればやれる、こういうことです。

○政府参考人(上田茂君) ですから、この心神喪

失者等医療觀察法案の指定入院医療機関につきま

しては、たゞいま申し上げましたように、国・都

道府県又は独立行政法人等が開設する病院につい

て厚生労働大臣が指定するということをございま

す。

○高嶋良充君 ちょっと意味が分からないです。

○政府参考人(上田茂君) どうも意味が分からないです。

○高嶋良充君 どうも意味が分からないです。

ら、そういうことをするつもりは全くありません。選択肢を一つ出して、使いたければどうぞ、使いたくなれば今今までやつてくださいと、こういうことでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○高嶋良充君 国は一切口出しをしないということですから、その点はよろしくお願いをしておきます。行政改革会議の最終報告に次のように書いてあります。「独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあること」だと。これが法人化の要件になつておるわけですから、この業務量のまとまり、明文規定はないんですね。「独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりなかと、規模や人員や業種等をどのように想定をされているのか、総務省に伺いたい。

もう一つは、その他政令で定める公共的施設といふことがあるんですが、これはどのような施設

○政府参考人(畠中誠二郎君) まず最初の御質問のどの程度のまとまりを想定しているかというお尋ねでございますが、確かに先生御指摘のとおり、国の独法の場合は行政改革会議の最終報告で、「独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあること」ということが書かれております。

私ども、地方独立行政法人の設立に当たつても、定量的な基準を設定することは困難であるといふには考えておりますが、国の場合と同様に、ある程度のまとまりのあるものが必要という基本的な考え方を踏まえることが重要と認識しております。そして、地方公共団体に対してもこのような趣旨を周知してまいり考えでございます。

それから、第二点の政令で定める公共的な施設の範囲はどのようなものを予定しているかといふことでございますが、現時点で予定しておりますものにつきましてお答えいたしますと、やはり独

立行政法人化によるメリットが大きいと考えられるものが適しているんじやないかということ、それから先ほど御指摘のように、ある程度のまとまりのあるものということになりますと、大規模な国際見本市施設とか、国際会議場とか、それから地方公共団体のお考えもお聞きしながら、具体的に決めていきたいと、いうふうに考えております。

○高嶋良充君 どうも抽象的なんですかけれども、これは国際展示施設なんかを想定しております。今後、地方公共団体のお考えもお聞きしながら、具

体的に決めていきたいと、いうふうに考えております。

○高嶋良充君 どうも抽象的なんですかけれども、まあ確かに具体的にお答えするのは難しいかといふふうに思いますが、今の答弁を聞いてみると、私の判断でいえば、ある程度の業務量のまとまり

○副大臣(若松謙維君) 御存じのように、いわゆる公務員型の特定地方独立行政法人、これ二つの要件がございまして、それ以外のものは非公務員

型と、こういうふうに私どもはされておりますが、いずれにしても、公務員型、非公務員型のその区別は法人設立の定款で定めると、こういうふうになつておるところでございます。

○高嶋良充君 じゃ、時間が参りましたので、最後に大臣に伺います。

○政府参考人(畠中誠二郎君) 業務量のまとまりについての更なるお尋ねでございますが、国の場合を見てみますと、既に独法化された法人について見てみますと、一番小さなところは職員数で四十数人のところから一番大きなところでは三千人

を超えるようなところもございまして、先ほど申しましたように、定量的な基準を設けることは困難ですが、やはりこういう施設を持つていてるところ

○高嶋良充君 じゃ、時間が参りましたので、最後に大臣に伺います。

○政府参考人(畠中誠二郎君) 業務量のまとまりの基本法の中の四十二条で、大臣も御承知のように、労働関係への配慮ということが本文にうたわれたんです、これは異例のことだったというふうに思いますが。今回、地方独立行政法人化に當たつても、労使関係に与える影響というのは非常に大きいくらいだと思います。

そういう観点では、本来は本文に入れてほしいわけですが、そもそも今の段階ではなりませぬから、そういう観点でいくと、まず一つに、中期目標や中期計画を策定する段階で、これは労働条件等にも大きくかかわることですから、労働組合が権利として持つて事前協議、事前協議

と同時に、こういうことが二度とあつてはいけないと、ちょっとちゅう、事故が起つたびに言うておるわけでござりますけれども、なかなか事故防止が完全に守られていないということでございま

すので、どうぞ当局の皆さん方、是非とも再発防止に関しましてこれからも一層の御尽力を賜りますように、まずお願いを申し上げておく次第であります。

○谷川秀善君 皆さん、おはようございます。自由民主党の谷川秀善でございます。

○高嶋良充君 ありがとうございます。お尋ねをさせていただきます前に、一言お伺いをしたいことがござります。といいますのは、去る六月の六日に地方分

権推進会議が小泉総理に三位一体の改革の意見書

を提出をされ、それに基づいて、六月の二十七日に骨太改革第三弾として骨太改革の閣議決定がなされました。

しかし、私は、これを見ますと、この意見書、この三位、骨太改革になつた、基になつた意見書、どう見てもこれは三位一体の改革ではないと、いうふうに私は思つわけです。特に、一番大事な税源を中央から地方に本格的に移譲するということについては、どう考へても、これを見ますと先送りの表現になつておるわけです。結局、そのために十人の委員のうち四人が反対、一人が意見を留保したということが意見書に明示をされていわゆるわけです。これもおかしな話ですね。

大体、皆で何とか地方分権を進めようといふことで始まつた話なんですよ。ところが、その委員の中ではいろいろ意見が違うて、それだったら何も慌てることないがな。しつかり意見を言い合つて、まとめた上で私はやつぱり出していただきたその意見が強くなるんであって、だからその辺のところがやつぱりおかしいということと、また、見出しして、閣議で決定するのは、小泉さんかて大変ですよ、それは本当に。まとまつたらやつぱりかつたなというふうに思ひますが、ばらばらで意見を出しても私はやつぱり出していました。今、最近、マスコミに聞いていますと、その後、まだ委員同士がけんかしているというんであります。だから、これはやつぱりおかしな話だなということを私は思つておるわけですよ。これはやつぱりおかしい。

そういうことで、これは去年からのいわゆる骨太、二〇〇二の骨太で一年間掛かっていわゆる国庫補助金と地方交付税と、そして税源を含む財源の配分の在り方とということを一年掛かって検討して意見書を出しましようということになつたわけですね。だから、一年たつていますから意見書は出たんだと思ひますけれども、思ひますけれども、いずれにしても、これはどうもおかしいといふふうに思ひますので、大臣、その点について、今おつしやつていますが、見解をお伺いをいたしました。

○谷川秀善君 そうだろうと思いますが、結局、経済財政諮問会議が骨太というふうなことを言うて、これはよく分かるんです。しかし、私は、いわゆる権限移譲のときでも、いろいろ、

○國務大臣(片山虎之助君) あのね、谷川委員、あなたが言われる地方分権改革推進会議は、三位一体の改革にも骨太方針も何の関係もないんです。これは経済財政諮問会議なんですよ。経済財政諮問会議で去年の六月に、一年掛かって三位一体の改革をやりますと、それをこの間、経済財政諮問会議が先週の木曜日に諮問会議で決めたものを金曜日に閣議決定したんで、地方分権改革推進会議はそれについての意見を出しただけ、それが、あなたが言うように全くまとまつていないし、こんなものは一顧だにしていません。諮問会議では。だから問題ない。去年からあるわけじゃないんです。諮問会議なんです。

ますが、四月に五十七法人が設立され、その後、平成十四年度に二法人、今年度から三法人新たに設立されておりまして、現在六十二法人が設立されております。

今後の設立予定でございますが、一方、特殊法人等整理合理化計画、これの具体化いたしまして、百六十三ございます特殊法人、認可法人のうち廃止、民営化が困難で独立行政法人として存置すべきもの、そういうものにつきまして、昨年秋の臨時国会で三十八法人について個別法が成立いたしております。また、今通常国会で四法人について個別法案が成立いたしております。

そこでさらに、委員御指摘の单なるこの地方独立行政法人化は看板の掛け替えではないかと、こういった御指摘もありますけれども、現実に東京都又は大阪府等からも要望がございまして、やはりもつと自主性を、行政サービスの、地方自治体の自主性を高めたいという御要望は全国自治体からございます。そういうこともありまして、この新しい地方自治体の一つの行政手法であります地方独立行政法人、これを積極的に活用していたときまして、かつ法の趣旨を十分御理解いただけます。

○政府参考人(矢野重典君) 業務の弾力化と、さらには評価委員会等を活用した地域住民のいわゆる参加といふ面をどんどん活用していただければ私は単なる看板の掛け替えというこの憂いはなくなるのではないかと、そのように理解しております。

○谷川秀善君

できるだけ地方の要望を十分聞いてやつていただきたいというふうに思います。

○谷川秀善君 それで、厚生省の所管のところはいいんだ、それで教育委員会の図書館だとか博物館は駄目で、幼稚園は駄目で保育所はいいんだと。この辺のところがちょっと、何か非常に理解に苦しむんですわ。その辺のところ、どういうお考へでそういうことになつておられるのか、ちょっとお伺いしたい。

○政府参考人(矢野重典君) 地方独立行政法人の対象業務につきましては、これは、現時点で可能と考えられるものについてまず法人化の道を開いて、その後、順次拡充を図つていくということに

されているところでございます。

そこで、お尋ねの、図書館・博物館など教育委員会が所管する施設の設置・管理業務を地方独立行政法人の対象業務とするか否かということにつ

きましては、これは、今後、実際に教育行政を執

行しております教育委員会がこれらの施設を設置、管理する立場からどう考えるかなど関係団体の意見でございますとか、またそれの施設の特性を踏まえて検討する必要があると考えております。

○谷川秀善君 教育委員会制度といふのは、戦

後政治から教育が中立でなければならないとい

うことできた制度で、私は別に悪い制度ではな

いと思っておるんです、基本的には。ただ、文化行政だとかいろんなことが教育委員会じやなくて知事部局なり市長部局の方でやる傾向になつてしまんですね、ずっと。それは御存じだと思います

がね。なぜそなたのかはいろんな背景がある

と思いますが。それでも、最近はどうなつたかど

うか分かりませんが、いわゆる補助金だとか交付金の申請は、知事部局なり市長部局が直接文部科学省の方へ行くんじゃなくて、いったんそれぞれの所管の教育委員会を通じてその申請を出すと。

○政府参考人(林省吾君) 公立大学法人の役職員の身分についてのお尋ねでございますが、地方独立行政法人の今回御提案いたしております法案に

あります。

○谷川秀善君 それは、理屈はよく分かるんです

ます。

さ

れて

いる

けれども、しかしそつと今まで公務員として勤務

してい

ます

ので

あ

る

わけ

で

あ

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

を

す

る

と

午前十一時三十二分休憩

午前十一時三十九分開会

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案におきましては、一

つ、第九条、公職選挙法の一部改正というのがあるわけでございます。これは、特定地方独立行政法人の役職員の方々に対しても公務員と同様の立候補制限を掛ける、こういう条文になつてゐるわ

けでございます。

そのことに関連してということになりますけれども、実は巷間、来年の参議院選挙と衆議院選挙の同日選挙というのが取りざたされているわけでございますけれども、選挙を所管される総務大臣の在り方について御所見をお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) この同日選挙は今まで二回例があるんですね。五十五年の六月と六十一年の七月にあるんですね。これは、一緒にやることについては両論がありまして、一緒にやるから管理コスト、管理費という、管理費が安くなる、手間が少し、別々にやるよりはよくななるんじやないかという意見もあるんですねけれども、しかし、入れる方は大変混乱するという議論もありますよね。

私は、この前も記者会見で質問を受けたもので

ですから、たまたま一緒になることはいいと、しか

し、意図的に一緒にすることはいいかがかなと、元々別の選挙なんだから、こういうことを言いましたけれども、これは、衆議院の解散権があるのは総理だけでございますので、どういうことになるのかよく分かりませんが、我々としては、どういう

形になつても選挙管理には万全を尽くしてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○辻泰弘君 おつしやつた趣旨は私も同感でございまして、やはり本来別のものであるべきだと、意図してやるべきものではないと、このように思つてお伺いしておきたいと思います。

まず、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案におきましては、一

つ、第九条、公職選挙法の一部改正というのがあるわけでございます。これは、特定地方独立行政法人の役職員の方々に対しても公務員と同様の立候補制限を掛ける、こういう条文になつてゐるわ

けでございます。

そのことに関連してということになりますけれども、実は巷間、来年の参議院選挙と衆議院選挙の同日選挙というのが取りざたされているわけでございますけれども、選挙を所管される総務大臣の在り方について御所見をお伺いしておきたい

と思います。

法律案におきましては、十条に地方税の改正、ま

た二十七条から三十一条の間は国税のことが出ておるわけでございます。

これ、実は、私もこの条文を拝見いたしました

法律案におきまして非常に分かりにくいとい

ますか、何のことか分からないと。例えば、別

表の「地方道路公社の項の次に次のように加え

て、率直に言いまして非常に分かりにくいとい

ますか、何のことか分からないと。例えば、別

表の「地方道路公社の項の次に次のように加え

てお伺いしたいと思います。その整備等に関する

そのような意味から、確認の意味で聞いておきたいんですが、まず国税について、所得税、法人

税、印紙税、登録免許税、消費税と、こういうふうに列挙されているわけですが、これが実質的に何を意味するのか、まず御説明いただきたいと思

います。

○政府参考人(畠中誠二郎君) お答えいたしま

す。

先生御指摘の整備法で規定されている国税、地

方税の課税の取扱いの規定ぶりでございますが、これは、従来からの慣例と申しますか、決まり

で、特に改め文で規定しておりますので分かり

にくいというのは御指摘のとおり。私どもは、で

きるだけ御説明するように、御説明資料等を充実

して御説明しておるところでございますが、足ら

ざる点がござりますればおわび申し上げたいと存

じます。

国税につきましては、所得税、法人税、印紙

税、登録免許税等は非課税とされております。こ

のような税制面の取扱いにつきましては、基本的

には国の独立行政法人の場合と同様の措置となつ

てお伺いしたいと思います。

○辻泰弘君 地方税についてはどうですか。

そのような意味から、確認の意味で聞いておきたいんですが、まず国税について、所得税、法人

税、印紙税、登録免許税、消費税と、こういうふうに列挙されているわけですが、これが実質的に何を意味するのか、まず御説明いただきたいと思

います。

○副大臣(若松謙維君) この公立大学法人制度の

制度設計に当たりましては、国立大学法人法案を参考にさせていただきながら、国と地方の行政の仕組みの基本的相違、これをしつかり踏まえて、

地方分権の観点から可能な限り地方の自主的判断を尊重する仕組みとしたところでございます。

この結果、公立大学法人につきましては、中期目標の認可に対しまして議会の関与が制度化され

ているほか、国立大学法人と比較しまして、組織面を中心に行なうべき事項も生じているのも事実でございます。

具体的には、地方独立行政法人法案におきまし

ては、国立大学法人法案が法律上詳細に定めています。

るわけでありますけれども、例えば法人の理事、監事の

数、学長選考会議の構成、経営協議会、教育研究

評議会の構成、審議事項、こういう形になつてい

るわけでありますけれども、公立大学法人につい

てはやはり具体的な定めは定款にゆだねて

いるわけでありますけれども、公立大学法人につい

てはやはり国との根幹をなす税制、税収につ

いて、本法から外れているというわけじゃないで

すけれども、非課税の措置を講ずる、理屈があれ

ばそれはあり得ることですけれども、しかし、そ

の点についてはやはりしっかりとした説明資料と

いいますか、そういうものが当初から用意されるべきだと思います。

それは税収の、減収額の多寡

ます。

後ともお取り組みをいただきたいと思います。

次に、地方独立行政法人法案についてお伺いし

たいと思います。通告の順番が若干変わるもの

がありますが、御了承いただきたいと思うんです

が、まず、今回の地方独立行政法人法案の中では、

第七章に公立大学法人に関する特例というところ

があるわけでございます。これに関連して以下御

質問したいと思うんですけれども。

しては、こういったいかなる仕組みを取るかにつきまして、すべて設立団体の判断にゆだねて いるところでございます。

○辻泰弘君 今、御答弁いただいたことにかかわることでされども、国立大学の方は学長イコール理事長という設定になつてゐる。公立大学の方は、原則は理事長が学長であるけれども、定款により別の方も可能だと、こういうふうになつてゐるわけでござります。

その点についてどういう精神で、国立大学法人に準拠して作られたと、基本があると思うんですけれども、その部分を、ただし書を付けられた部分はどういう精神か、お示しいただきたいと思ひます。

○副大臣(若松謙維君) これはいろんなことが考えられると思ふんですが、いわゆる例えば、あく

までもこれは教育ですので、教育者が実際に運営に当たるのかどうか、理事長じゃなければいけないかどうか、そういうた一つの、何といううんですか、運営と一つの教育の分離ということも、もし、ある自治体が非常に関心があるということであればそういうことも一つ考えられるのかなということはありますけれども、これはいろんなことを想定されておりまして、私どもは、あくまでも画一的にこうじやなければいけないということも、先ほど地方分権の観点から排除していくことを、こういった趣旨でこの制度を作させていただきましたので、今回のこういった法の体系になつた次第でございます。

○辻泰弘君 今おっしゃつたことは大臣の衆議院での答弁にもござりますけれども、やはりある意味で選択という一つのキーワードがあるわけだけれども、やはり地方の選択にということにあるわけで、そのこと自体は理解するんですけども。

そこで、選択ということにかかわることでお聞きしたいと思うんですけども、今回の法案においては、公立大学法人は一般地方独立行政法人の一つの、その中に入っているということに位置付

けられているわけですけれども、その一般地方独立行政法人的役職員は非公務員型に限られるというふうになつてゐるわけでございます。その意味において、ここは選択ということをおつしやらないからも実は選択の道を排除しているんじやないかと、このように思うわけでござります。

大臣は、衆議院の総務委員会において、選択肢としての一つの制度を示す。また、地方団体のいろいろなやり方の選択肢を増やしていただく、これはいいことじゃないかと。そのこと自体、私もそう思います。しかし法律において、公立大学法人、一般独立行政法人もさうですけれども、公務員型の道を法律において閉ざしてはいるということ自体が、大臣が言われる選択ということの精神にもとるのではないかというふうに思ふんですけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(片山虎之助君) 公務員型というのは、これは法律上要件がありまして、国も同じなんですねけれども、その仕事の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすためということ、もう一つは、その業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるためと、こういうことの場合には公務員型と、こうなつてゐるんですね。これに当たらない場合には非公務員型と。國も同じですけれども、地方の方もこういうことに法律で書いてあるわけですね。こういうことの上で定款で決めなさいと。

ところが、公立大学はこの二つの要件に該当するかというと、該当しないんですね、法律上、解釈として。そうなると、これは非公務員型で行つてもらおうと。國もそうですから、まあ、何でも國に倣えればいいということじゃないんですけれども。

それで、今、國の方もできるだけ大学に自由にいろんなことをやってもらおうと。例えば、兼業をやつてもよろしいとか、よその、外国の大学はやっておりますが、ベンチャー企業を大学で作つてもよろしいとか、そういう意味での自由なことを。

をある程度やらせようと。何でもというわけじゃないけれど、そういうことですよ。何でもというわけじゃないけれども、そういうことでございまして、そういう意味で、私は、むしろ非公務員型で行った方が大学としては私はいろんな選択肢が、大学としての選択肢が広がるんじやなからうかと。

基本的には、考え方は、法律で書いている要件に公立大学は該当しないからこれは非公務員型でやろうと、こういうことでございまして、そこは是非お考えいただきたい。それが嫌なら今そのまま残ればいいんですからね。公立大学に残ればいいので、いいというだけ行けばいいんですよ。無理に行かぬでいいんですから。

ふうな整理をさせていただいたわけであります。
○辻泰弘君 大臣のお立場から分かることですけれども、法律に書いてあるといいますか法律をそ
ういうふうに作られたわけですか、そもそもその法律の作り方がどうかということの議論ですの
で、そこはちょっと違うかもしれませんけれども、それはそれとして次に行きたいと思うんですね。
けれども、実はその部分は非常に大事なところで、実は私は問題を残していると思いますけれども、
も、ここは時間がございませんので次に行きます。
けれども。
まず、文科省にお伺いしたいんですけれども、
ちょうど文教委員会で国立大学法人の審議をされ

○辻泰弘君 その趣旨は衆議院でも語つておられたんですけども、公務員型で残りたいならば今まで残ればいいんですよ、今のままの公立大学でと、こうおっしゃっているわけなんですね。しかし、可能性として、法人化を目指すけれども公務員型で行きたいということも地方の判断としてあり得るはずですね。そのことを法律において閉ざしてしまっているということは、大臣が言われる選択ということの、選択肢を増やすということに私は沿うものではないんじやないかと思うんですねけれども、いかがでしょう。

○國務大臣(片山虎之助君) 大学だけどうしても公務員型でなきやいかぬというケース以外のものと認めると、これはなかなか難しいですね、法律としては、今、私が言つたような要件を書いているわけですから、それに合ふものは公務員型、合わないものは非公務員型だと。

ところが、公立大学の場合には、合わないのに公立大学だけ公務員型を認めてやる、こういうんじややっぱり制度としてはおかしいので、公務員で行きなければ公立大学に残つていただく。それぞれの地方団体と、別の法人格を持つ独法でなく本来の公立大学、もう非常にすつきりますよね。本来なんですから、公務員でやる、そういう

は独立行政法人の位置付けでどうなるかということ、人とは独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではない、というのが文科省の資料をいただいているやつだと思うんです。ここでお聞きしたいのは、国立大学法人は独立行政法人の一類型なのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(木谷雅人君) 国立大学の法人化につきましては、平成十一年四月の閣議決定におきまして、国立大学の独立行政法人化については大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討するとされたことを受けまして、独立行政法人制度を活用しながらも、教育研究の特性を踏まえ、大学の自律的な運営を確保することにより個性豊かな国立大学を創造するという大学改革の観点に立って検討を行ってきたものでございます。

このため、国立大学法人につきましては、学長の任免あるいは中期目標の設定などにつきまして、大学の自主性を尊重することにより、大学の教育研究活動が各国立大学法人の自己責任の下、自主的、自律的に進められる仕組みとしたものでございまして、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人とはしていいところでございます。

ただ、国立大学法人制度も、公共上の見地から

確実に実施する必要があり、しかし国自ら直接実施する必要はなく民営化になじまないという業務につきまして、国が財政措置を含めた一定の責任を負いつつ國が設立した独立した法人が行うという点では独立行政法人制度と共通しているところでございまして、したがいまして、一定の独立行政法人通則法の規定について必要に応じ修正を加えつつ準用することによりましてこの制度の基本的な枠組みを活用しているというところでございます。

○辻泰弘君 国立大学法人の位置付けは今おっしゃったようなことになるわけですけれども、今回的地方独立行政法人の方で公立大学法人の位置付けを見ますと、一番はつきりしているのは六十条になりますけれども、一般地方独立行政法人で二十一条二号に掲げる業務を行うもの、これがすなわち公立大学法人になるわけですけれども、これは、「地方独立行政法人」という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならぬ」と、こういうふうになつていてるわけでございまして、正に一般独立行政法人の一つであるということが明確なわけでございます。そういう意味において、独立行政法人の中における国立大学法人の位置付けと地方独立行政法人における公立大学法人の位置付けがちょっと違うというふうに思うわけなんですね。片や正に中に入つていて、国立大学法人の位置付けがちょっと違うというふうにお伺いしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 公立大学のいわゆる位置付けのお尋ねでござりますけれども、まず地方独立行政法人制度これにつきましてはこれまで地方公共団体が直接行つてきました事務事業のうち一定のものにつきまして、目標による管理の考え方の下に地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設して透明で自律的、彈力的な運営を行わせる一方で、適切な事後評価とこれに基づく法人業務の見直しを行うということで、業務の効率

化やサービスの質の向上を図ることをねらつて創設されました。

この公立大学法人につきまして、こうした地方独立行政法人制度のねらいは基本的に一致するわけであります。大學の設置を目的とするものであることから、大學における教育研究の特性又は大學の自治に配慮することが必要と、このよう

に認識しております。

そこで、公立大学法人制度でござりますけれども、これは教学面からの要請とさらには經營面から

の要請の両立を図るという形で、大學をより競争的、自律的な環境に置くとともに、社会との間で活発な意思疎通を図り、国民や地域社会の要請にこたえて教育研究の活性化を図っていくこと、こ

ういったことを念頭に置いて制度設計を行いました。このような点で公立大学法人制度と

に資すると、この判断から、国立大学法人制度と

基本的に方向性を一にするものと理解しております。

それで、憲法の定めのごとく學問の自由、大學

の自治が守られるべき大學に関する法律といふものが、国立大学については地方独立行政法人法

の中で特別的に定めるというやり方はやはりバラ

ンスを失したものと言えるのではないかと、この

ように思つてございます。何ゆえ公立大学法

人法を作らなかつたのか、このことについて大臣

のお考へをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 国は個別の法律で、

もうさきしきし詳細に規定しているんですけどね、國はその設立者ですから。それで、この地方

の公立大学の場合は設立者がそれぞれの地方團

体です。そこで、なるほど公立大学法人法が

必要なら作ればいいんですよ、一般の通則法のみた

いなもの以外に公立大学法人法に盛るだけの内容

があれば。

いろいろ検討しましたら、これははある程度地方

分権、地方自治ですから方に任せよう。そう

いうことなら一般の地方の独立行政法人の特例だ

けこの独立法人法の中で書けば一本の法律で済む

ではないかと。こういうことでございまして、基

本的にはそこが國と違つんですよ。國は自分が大

学の設立者、地方の今回の法律の場合にはそれぞ

れの団体が設立者で、団体に任せようというのが

あるわけです。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 総務省から公立大学

へ人事交流の一環として出向

ている者の数は、

現在で総務省から公立大学への人事交流の一環と

しての出向者数、また退職者中の、退職者の中で

の勤務されている方、これの人数教えていただきま

す。

まず、総務省にお伺いしたいんですけどね、

現で総務省から公立大学への人事交流の一環と

しての出向者数、また退職者中の、退職者の中で

の勤務されている方、これの人数教えていただきま

す。

○辻泰弘君 その方々の業務内容といいますか、

どういう形態で仕事をされているかということを

教えていただけますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) ただいま申し上げま

した五名の勤務内容でござりますけれども、四名

は教授ということで授業の方を担当しております

し、一名は事務局長ということでございます。そ

れぞれ大学あるいは地方団体の要請を受けて就職

しているということでございます。

○辻泰弘君 今最後、地方自治団体からの要請を

受けたということがございましたけれども、その

いわゆる採用に至るプロセスといいますか、その

辺ちょっと御説明いただけますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) ただいま申し上げま

言つちや言葉はあれかもしれません、公立大学を一般地方独立行政法人の範疇に無理やり押し込んでしまつてゐるような感じがぬぐえないわけでございます。やはり本来、国立大学法人と同じよう公立大学法人法を作つて、それによって対処すべきだったのではないかと、その点について私は疑問に思うわけでございます。先ほどの質問もそれに掛つてくるわけなんですけれども。

それで、憲法の定めのごとく學問の自由、大學の自治が守られるべき大學に関する法律といふものが、国立大学については地方独立行政法人法

わらず、公立大学については地方独立行政法人法の中で特別的に定めるというやり方はやはりバランスを失したものと言えるのではないかと、この

ように思つてございます。何ゆえ公立大学法人法を作らなかつたのか、このことについて大臣のお考へをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 国は個別の法律で、もうさきしきし詳細に規定しているんですけどね、國はその設立者ですから。それで、この地方

の公立大学の場合は設立者がそれぞれの地方団

体です。そこで、なるほど公立大学法人法が

必要なら作ればいいんですよ、一般の通則法のみた

いもの以外に公立大学法人法に盛るだけの内容

があれば。

いろいろ検討しましたら、これははある程度地方

分権、地方自治ですから方に任せよう。そう

いうことなら一般の地方の独立行政法人の特例だ

けこの独立法人法の中で書けば一本の法律で済む

ではないかと。こういうことでございまして、基

本的にはそこが國と違つんですよ。國は自分が大

学の設立者、地方の今回の法律の場合にはそれぞ

れの団体が設立者で、団体に任せようというのが

あるわけです。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 総務省から公立大学

へ人事交流の一環として出向

している者の数は、

現在で総務省から公立大学への人事交流の一環と

しての出向者数、また退職者中の、退職者の中で

の勤務されている方、これの人数教えていただきま

す。

まず、総務省にお伺いしたいんですけどね、

現在で総務省から公立大学への人事交流の一環と

しての出向者数、また退職者中の、退職者の中で

の勤務されている方、これの人数教えていただきま

す。

○辻泰弘君 その方々の業務内容といいますか、

どういう形態で仕事をされているかということを

教えていただけますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) ただいま申し上げま

した五名の勤務内容でござりますけれども、四名

は教授ということで授業の方を担当しております

し、一名は事務局長ということでございます。そ

れぞれ大学あるいは地方団体の要請を受けて就職

しているということでございます。

○辻泰弘君 今最後、地方自治団体からの要請を

受けたということがございましたけれども、その

いわゆる採用に至るプロセスといいますか、その

辺ちょっと御説明いただけますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) ただいま申し上げま

したけれども、現職から人事交流で出ておる者が三名ということです。この現職の場合には地方公共団体から個別に要請を受けてそれに対応しているということでございます。それから退職された方の場合には、むしろ地方団体というよりは大学の方からの要請、あるいは公募という場合もあるかというふうにも聞いておりますけれども、そういう手法の中で就職されているというふうに聞いております。

○辻泰弘君 文部科学省の方はいかがでしょうか、同じ人数でけれども。

○政府参考人(木谷雅人君) 文部科学省から公立大学への人事交流の一環として出向している者は現在二名おります。これらはいずれも教授でございまして、教育行政等を担当しているということでございます。それから、文部科学省を退官後公立大学に就職している者につきまして、当省で把握している者は四名でございますが、このうち学長が三名、事務局長が一名ということです。この採用に至るプロセスということにつきましては、先ほど総務省の方からお話をあつたのと同様でございます。

○辻泰弘君 重ねて文部科学省にお伺いしたいんですけれども、今、文教委員会の方で議論になつてゐる国立大学の方の関係ですけれども、この国立大学について法人化がなされた後にこういった出向とか天下りが増えるのではないかという懸念が指摘されているわけですから、このことについてはどうのように見解、見通しを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(木谷雅人君) 法人化後の国立大学の理事につきましては、学長が自らの考え方に基づいて幅広い分野から任命することとされておりまして、具体的には、副学長や学長補佐など、現在も学長を支えて大学運営を担つている者のか、経済界、私学関係者、高度専門職業人など、幅広い分野から適任者を登用することが考えられるところでございます。学長が適材適所の観点から、自らの判断により、結果として現在の事務局

長等行政経験者を理事に選任することもあり得ると考えておりますけれども、これは、理事の選任にはあくまでも学長の人事権に基づくものでござります。

監事につきましては、法人の業務の適正な執行を担保するため運営状況の監査を行うという職務の性格を踏まえて、適材適所の考え方に基づきまして、これは文部科学大臣におきまして官民を問わず幅広い分野から選任してまいりたいと考えております。

また、職員につきましても、任命権は各大学の学長に属するわけでございまして、各国立大学法人において自らの人事戦略に基づいて必要な人材の確保に努めていることになるわけでございましまして、この場合に、やはり組織の活性化を図る等の観点から、大学の枠を超えた幅広い人事交流を行うため、文部科学省との人事交流が要請されることがあります。

しかも大学の判断によるものということで考えております。

○辻泰弘君 そうしますと、文部科学省のサイドから最初に言うということはないという、そういう理解でいいですね。一言。

○政府参考人(木谷雅人君) 御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 公立大学の方についてですけれども、今後、この法人化を契機に公立大学への出向、天下りということが増えていくという余地はござります。

○國務大臣(片山虎之助君) 公表ですか。公表はできるだけいたします。ただ、個別にどうというのではありませんので、公表の仕方については検討させていただきます。

○辻泰弘君 以上で終わります。

○委員長(山崎力君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開会

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開いたします。

○國務大臣(片山虎之助君) 来てくれと地方団体にきたいという人がおれば、来てくれと地方団体が、公立大学が言って、そして御本人も行きたいというのは教授に向いているような人もおりますよね、向かない人もおるけれども。だから、それはその教授をやつてもらうということもあります。

○山下栄一君 御声援ありがとうございます。

○國務大臣(片山虎之助君) でも、事務局のボストなんかで要請があれば検討いたしますが、うちの方からの無理やり押し込む

ようなことは一切考えておりませんので、あくまでも当事者の納得づくりでやつてしまりたいと思つております。

○辻泰弘君 先ほど文科省また総務省から現在の就職状況についてお示しいただいたわけですけれども、この点については私はやっぱりある程度定期的に公表するということもあっていいんじゃないかなと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 大学と私どもの方と、文部科学省とですか。

○辻泰弘君 いや、両方。

○國務大臣(片山虎之助君) もう、今は大いに交流をやれと言つてあるんですよ。私どもの方は国家公務員の人事管理、地方公務員もそうですがども、やっていましてね、できるだけ交流するようになります。

○辻泰弘君 公表。

○國務大臣(片山虎之助君) 公表ですか。公表はできるだけいたします。ただ、個別にどうというのではありませんので、公表の仕方については検討させていただきます。

○辻泰弘君 以上で終わります。

○委員長(山崎力君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

○國務大臣(若松謙維君) この地方独立行政法人の制度が地方分権の流れに逆行するのではないかと、そういうお尋ねでござりますけれども、まず、国の地方公共団体に関する関与でござりますが、今、委員も御指摘のとおり、地方分権の観点からも当然必要最小限にとどまることが望ましいと、そのように認識しております。

○副大臣(若松謙維君) その上で、今回の地方独立行政法人制度でございました公共性が高い業務を別の法的主体であります地方独立行政法人に行わせるという、全く新しい制度でござります。このことによって、設立に関する認可、違法行為の是正命令など、必要最小限度の関与を規定しているものと私どもは考えております。

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開いたします。

○國務大臣(若松謙維君) 休憩前に引き続き、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○山下栄一君 御声援ありがとうございます。

○國務大臣(若松謙維君) でも、事務局のボストなんかで要請があれば検討いたしますが、うちの方からの無理やり押し込む

えるところを確認させていただきたいというふうに思います。

まず、この新しい制度は、今まで、地方独立行政法人の対象となる組織というのは、今までもう地方自治体の組織であり、国の介入は一切なかつたと。ところが、形の上では国の関与が入つてくるということについて、地方分権の観点から逆行ではないかという非常に重要な意見があるわけございますけれども、例えば設立の、特に法人認可にかかることがありますけれども、認可のもの、それから必要に応じて報告徴収、立案検査、是正、そういう命令ですね、行政命令、場合によっては認可の取消し、解散、形式的にはそういうふうなことを法律にも書いてござりますし、今まで全く介入しなかつた、国の介入がなかつたところにそういうものが入つてくるということは地方分権の逆行ではないかと、こういう考え方について総務省の御見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) この地方独立行政法人の制度が地方分権の流れに逆行するのではないかと、そういうお尋ねでござりますけれども、まず、国

の地方公共団体に関する関与でござりますが、今、委員も御指摘のとおり、地方分権の観点からも当然必要最小限にとどまることが望ましいと、そのように認識しております。

○副大臣(若松謙維君) その上で、これまで地方公共団体が行つてまいりました公共性が高い業務を別の法的主体であります地方独立行政法人に行わせるという、全く新しい制度でござります。このことによって、設立に

関与する認可、違法行為の是正命令など、必要最小限度の関与を規定しているものと私どもは考えております。

さらには、地方分権一括法によります改正後の地方自治法におきましても、特別の法律により法を設立する場合の認可があり得ることを前提といたしまして規定されておりまして、それは地方自治法の関与の基本原則のところに出ております

けれども、今回設けている関与が地方分権の流れに逆行すると、このようには考えていないところでございます。

○山下栄一君 この地方分権に逆行するのではないかという考え方を、基本的にそうじやないといふことを法形式で表すために、私はこういうことも考えられないかなというふうに思うんですけれども。

要するに、地方自治体という組織内にあつたところが別の法的主体になると、その角度で法人といふのが関与とというのは当然入つてこざるを得ないということだと思うんですけれども、じゃ、法人設立後、例えば知事の権限又は条例事項に関するというようなことをこの地方独立行政法人書き込むというふうにすれば、もう法人設立という観点から総務大臣等の介入はなくなるというふうに考えられるわけですから、こういう考え方についての御見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) まず、国の独立行政法人制度につきましては、これは個々の独立行政法人を設立する場合の個別の法律、これによつて定められた方を取つております。

一方、この地方独立行政法人制度でございますが、これは、地方公共団体が個々の地方独立行政法人を設立するごとに法律を定める手法を取ることができないということによりまして、都道府県や指定都市などが設立しようとすると、それは総務大臣の認可を、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を、このようないかで個々の地方独立行政法人の設立が可能となつております。

こうした総務大臣又は都道府県知事の認可につきましては、これまで地方公共団体が行つてしまつたいたいわゆる公共性の高い業務を別の法的主体であります地方独立行政法人が行うことによりまして、その適正な運営を確保するために設立団体以外の者による一定のチェックを掛けると、こういった観点から設けたものでございます。

なお、土地開発公社等の地方三公社制度、これ

につきましても、設立を主務大臣の認可にかかるしめる法制度を採用しております。そして、法人の設立を認可にかかるせず地方公共団体の条例のみで行う方法、これにつきましては、制度的に全く不可能とは考えておりませんが、実はこれ

まで立法例がございませんで、ほかの法人制度との整合を図る必要があると私どもは認識しております。まして、今後、これは是非研究課題とさせていただきたいたと、そのように考えております。

○山下栄一君 私が申し上げました素朴な疑問と、このはと、非常に分かりにくいたいなということがござりますので、そういうことを、全くそうじやないよというふうにするためには、私が申し上げたようなこと、法人設立そのものを知事の権限とか条例事項にするということも一つの考え方ではないかと思いますので、今、研究事項とおっしゃいましたので、また私は、これは国交省の三公社も含めて、地方三公社も含めて、そういうことも考えています。

いづれにしましても、国の介入というものについては、それを積極的にやろうということは元々毛頭お考えにないと思いますので、誤解を与えないように。柔らかな監督という形での法人認可にかかるる介入なんですよということだと思つてはすけれども、今日午前中にも御質問がございましたけれども、国の独立行政法人そのものも始まりばかりだと、総務省おっしゃいましたように、中期目標の評価もやつとこの十五年度で始まるといふ、そういう段階で、まだちょっと見えてこない。本当に地方独立行政法人というのは特殊法人改革にこたえる一つの形だと思いますので、それが行政改革につながつてゐるなというふうな、国民の信頼感が増すような形を見てから地方独立行政法人の導入というのを考えられるのではないかという、そういう質問、午前中ありましたけれども。

繰り返しませんけれども、私はこういう疑問もいうか、そういう考え方もあるので、法律施行後、その実施状況、選択によって自治体が考え、法人格を与えるかどうか考えるだけですけれども、それをよく観察しながら、実施状況について

各自治体の意見もよく、実施してからですけれども、意見を集約して、例えば業務範囲の見直しまして、今後、これは是非研究課題とさせていただきたいたと、そのように考へます。

○國務大臣(片山虎之助君) なかなか立てなくて心配しておつたんですが、やっと立てました。あれですね、今の認可を法律で書けば、これは一発ですね、法律で書けば。それは、もう地方団体の物すごい多くの地方独立行政法人を一々法律を作ることは、これは事実上不可能ですよね。それじゃ、自分で、自分と同じレベルの法人格を与えるのを自分でやるということは、これは法制上なかなか成り立たないんですよ。条例をかませればどうかと、これは検討の余地があります。しかし、これもやっぱり私は問題があると思う。そこ

で、しようがないから、総務大臣の認可、都道府県レベルは、市町村レベルは知事の認可と、こうなつてゐるんですよ。ただ、この認可は自由裁量や何かのあれじやありません。正に羈束裁量といふ、行政法で言うと、きつちりした基準に基づいてちゃんとやるわけで、説明が付かないようなことをできるわけがない。

そういうことで、大変、山下委員、御心配でござりますけれども、地方分権を一生懸命やつてますので、それを逆行するようなことは、何とか会議じやありませんが、絶対やりたくない、こう思つておりますので、是非そういうことで運用させていただきたいと、こういうふうに思つております。

そこで、見直しなんですけど、やっぱり制度の趣旨、目的に沿つた運用がなされているかどうか、絶えざるチェックが必要だと思います。そこで、

この法律の施行後五年を目途にしまして、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにいたしたいと思います。三セクターである、そういう民間法人と言えると、こう思つておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○山下栄一君 第三セクターの件なんです。これは衆議院でも質疑ございましたですけれども、第三セクターである、そういう民間法人と言えると、その法人がこの地方独立行政法人になるというようなことはもう基本的に相入れないと思つておられますけれども、衆議院の答弁では、いつたんそれを、三セクを地方自治体に吸収して、移管させて、その上で地方独立行政法人にするというようなことは理屈の上では考えられますねと、いうような答弁があるんですけれどもね。確かに理屈ではそうかも分からぬけれども、これはもう全く三セクで言えば失敗したところが本体に戻してそれを今度独立行政法人化するというようなことは、民間法人化されたものを結局また独立行政法人にするというようなことは、これはもう行政法人にするということは、これはもう理屈の上でもそ�です、実態上これはもう国民党から見て到底納得できないことだと思うんですけれども。

既存の第三セクターが直接地方行政法人に移行することは想定していない、これは分かりますけれども、いつたん自治体を経由して法人化、独立法人化するというようなことについても、それは実質上おかしいということについての御答弁をいただきたいたと、思います。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘の第三セクターでありますけれども、御案内のように、第三セクターは民法法人又は商法法人として民間のノウハウを活用しつつ所要の業務を行つてゐるものでありまして、これに対しまして、御議論いただいておりまつて、地方独立行政法人制度は、地方公共団体の事務の一部を切り出して地方公共団体とは別の法人に行わせると、こういう性格を持つものでありますので、御指摘いただきまして、御議論いただいておりまつて、これに対しまして、御議論いただいておりまつて、地方独立行政法人制度は、地方公共団体の事務の一部を切り出して地方公共団体とは別の法人に行わせると、こういう性格を持つものであります

存の第三セクターが直接地方独立行政法人へ移行することは制度上もあり得ないものと考えております。

それからまた、第三セクターが破綻した場合、その後また行政に戻つて地方独立行政法人のような形態を取ることについての御懸念があつたわけあります。けれども、私どもは、制度的には、例えば第三セクターが破綻した場合には清算等所要の手続を取ることになりますが、その上で、例えばありますけれども、行政補完型の第三セクターのような場合に、そのような事務を改めて地方公共団体が実施せざるを得ないという場合があるかもしれません。そのような場合におきましても、私どもとしては、地方独立行政法人制度が活用されるということは、制度としては、制度上は可能であるといたしましても、慎重に対応すべきものではないだろうかと、こういうふうに考えております。

○山下栄一君 公立大学、公立大学の扱いについて確認をさせていただきます。

先ほども質問がございましたけれども、先ほど質問を聞きながら確かにおかしなことだないうふうにちょっとと思つたんですけれどもね、辻委員の質問ですけれども。要するに、国立大学法人の場合は独立行政法人じゃないよということになると、ところが、公立大学法人の場合は地方独立行政法人という範疇に入るということは分かりにくいなというふうに私は思うんですね。それで、そういうことだったら、公立大学法人という法律の形も、別、単独法といいますか、そういうことも、その方が非常に分かりやすいし得力があるのではないかと。本来、大学というのは教育研究の観点から、大学の自治としてそういう教育研究の特性といいますか、そういう角度で国立大学法人、中央においてはそういうことを考えたわけですね、いろんな議論の末。じゃ、公立大学法人もやっぱりそういうことは丁寧に、慎重に、センシティブな問題があるのでそういう配慮をやっぱりすべきだと思うと、そういう様々な懸念を払拭するためには、公立大学法人という法人法ですか、そういう形の方が分かりやすいなどといふふうに私は考えるわけです。

これは先ほど総務大臣がお答えになりまして、今度は文部科学省にお聞きしたいと思うんです。文部科学省はそういう面で一番慎重というか丁寧にやらないかぬ、総務省もそうかも分かりますから。公立大学法人にもそういう厳しいものが考えられるということだと想うんですけれども、そういうことをあえてしなかつたことについての文部科学省のお考えを明確にしていただきたいと思います。

○政府参考人(木谷雅人君) 国立大学法人法案につきましては、御指摘のように独立行政法人通則法とは別の単独法として提出をさせていただいているわけでございますが、これにつきましては、一つは、国立大学の法人化に当たりましては、大学における教育研究の特性を踏まえ、国の独立行政法人制度の枠組みを活用しながら大学の自主的な運営を確保し、教育研究の活性化を図ることができる仕組みとする必要があること。もう一つには、その仕組みについて、国が設置者としての立場から、国立大学の現状や改革の状況を踏まえつつ、八十九の国立大学法人に共通する具体的な組織運営に関する枠組みを規定する法律を制定することが適当と考えたことなどを総合的に勘案したことによるものでございます。

他方、公立大学法人の制度化につきましては、大学の教育研究の特性を踏まえることは国立大学法人と同様に当然必要でございますが、同時に、地方公共団体の自主性の尊重の觀点を取り入れた仕組みとする必要があるなど、国立大学法人とは異なる点もあるところでございます。

具体的には、地方独立行政法人制度は試験研究機関、社会福祉事業、公の施設のみならず公営企業までも対象としておりまして、国の独立行政法

人制度よりも幅広い対象を想定した枠組みとなります。また、地方公共団体は、地方行政法規設計を取つておらず、地方独立行政法人法案においては対象となる事業に係る制度の基本的な事項を広く定めておりまして、公立大学法人についてもその基本的な枠組みを定めるにとどめることとしているわけでございます。このため、公立大学法人につきましては、地方独立行政法人法案の中で定め、同時に、独立した章立てをいたしまして、大学における教育研究の特性に配慮する所要の規定を置いているところでございます。

このよくな仕組みによりまして、地方公共団体の自主性が尊重されると同時に、大学の自主性が十分確保され、公立大学としての自律的な教育研究が展開されることを期待しているものでございます。

○山下栄一君

ちょっと今度は全然違う話になりますけれども、法律を離れますけれども、私、先日、決算委員会で、国家公務員の給与そのものじゃございませんけれども、給与の中に含まれている手当の問題をちょっと取り上げました。今日は人事院にちょっと、総裁にお聞きしたいと思うんですけども、この前も総務大臣がそれは人事院の管轄だという、私もそう思ひますので。平成十四年度の国家公務員の給与につきましては、人事院勧告で初の俸給ダウンというふうに踏み切ったわけです。そういう現状が確かにあります。

俸給のものではございませんが、手当の方についてもやはり見直すべきか、今までのままいくべきかということを当然検討課題とすべきだと思います。つまり、国民の公務員の報酬についてのまなざしはますます厳しくなる一方だというふうに思っています。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 現在の一ヶ月単位の交通費を支給するという制度から、少し六ヶ月とか三ヶ月とか、そういうような単位で交通費を支給することを考えたらどうかということは、いろいろな方面から御指摘受けておりますし、地方自治体においてもそういうことの検討を始めたところもございます。

したがいまして、私たちもそういうような方向で検討しておるところでございますけれども、今、先生がおっしゃいましたように、代償機関として、プロセスとしては、やはり各府省の意見、そして労働団体の意見を聞いて私たちはそちらの

方向に向かっていきたいというふうに考えており
ますけれども、今、問題点を煮詰めて、何とか実
現できないかということで汗をかいているところ
でございます。

○山下栄一君 大いに汗をかいていただいて、見直しをしていただきたいと思います。

次、調整手当というのもあるわけですけれども、これはもう、要するに物価水準の高い地域に勤務する公務員の方に対しても、非支給地域ではない、加算の、支給率を加算しようという、これ、地域によつても違います、東京が一番加算率が二%と高いわけですけれども。

過ぎだと、こういう冒頭申し上げました様な国民の御批判を考えたときには、これはスタートは六ヶ月からスタートしてどんどん、いろんな事情があり現在に至つたとは思いますけれども、これは長過ぎるということにやつぱり私は思うわけであります。これにつきましてもきちんとやつぱり見直さないと国民の批判に耐えられないというふうに私は考えるわけでございまして、人事院の、積極的な御検討をしていただきたいと思いますけれども、御答弁をお願いします。

○政府特別補佐人（中島豊能君） 御指摘のような話は私もよく聞いております。

いずれにしても、国民が納得してくださるというか、国會議員の先生方もなるほどというふうにおっしゃっていただけるような制度にしていかなきやならないというふうに思います。

ただ、元々のスタートというのは、異動したことに伴いまして調整手当が減額される、給与が減額されると、その経済的な影響というものを緩和するということで異動保障制度というものを設けました。

わけですね。このことにつきましても様々な厳しい御批判が今あるというふうに聞いております。
まずお聞きしたいのは、異動保障という形で支給されている人数、公務員の方の人数とその総額ですね、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 今お尋ねの、いわゆる異動保障の対象になつております人数は六万二千人、おおむね六万二千人、そして、月額でそのために資する額が約十三億ということをございます。

○山下栄一君 月額十三億、十二掛けると二百数十億になるというように思うわけです。そういう金額が支給されていると。

ところが、三年もずっと保障し続けるということは、結局、三年で大体転勤になると元のままの高いままにずっと続くということになりかねないわけでございまして、これはちょっとやはりやり

過ぎだと、こういう冒頭申し上げました様な国民の御批判を考えたときに、これはスタートは六か月からスタートしてどんどん、いろんな事情があり現在に至ったとは思いますけれども、これは長過ぎるということにやっぱり私は思うわけです。これにつきましてもきっとやっぱり見直さないと国民の批判に耐えられないというふうに私は考えるわけでございまして、人事院の、積極的な御検討をしていただきたいと思いますけれども、御答弁をお願いします。

○政府特別補佐人（中島忠能君） 御指摘のような話は私もよく聞いております。

いずれにしても、国民が納得してくださるというか、国会議員の先生方もなるほどというふうにおっしゃっていましただけるような制度にしていかないきやならないというふうに思います。

ただ、元々のスタートというのは、異動したことに伴いまして調整手当が減額される、給与が減額されると、その経済的な影響というものを緩和するということで異動保障制度というものを設けました。

おっしゃるように、スタートのときは六か月ということでおございましたけれども、この制度を作り、そして当初運用した人たちの話を聞いてみますと、やはり最初はそういうことでスタートいたしました。けれども、ほぼそれと時期を合わせまして単身赴任というものが増加してきました。そうすると、世帯が分かれることによって家計負担も重くなるというような事情もございましたし、また短期間、例えて言いますと六か月とか一年というところでは、その期間は確かに東京から地方に異動した人たちは落ち着いて仕事をしてくれるけれども、その期間が過ぎちゃうと東京に帰りたがる、あるいはブロックの中心都市に帰りたがるというようなことがございまして、そういうことがありますと、それぞれの地方の、地方団体の首長さんなどとかあるいは各種団体の方から、せつかく顔なじみになつて当該地域の実情というものを把握していただいた、これから仕事していただかなきやな

ただ、三年というのはどうかというような話でございますので、また、そういうような御意見も国会の中では出てきておりますので、私たち各府省の人事の円滑化ということを考えながら、また労働団体の意見も聞きながら、この見直しといふものに着手してみたいというふうに思います。○山下栄一君 それに、この異動保障に関する点でされども、ちょっと悪質とも言うべきものが散見されておるわけです。そういう報告もされております。

すなわち、地方から地方に転勤、異動になる場合に東京経由で異動すると、いわゆる最も加算率の高いところで例えば一ヶ月間研修を受ける形を取つて、そこで、そこを新しい勤務地だというふうに考えてまた別のところに行くというようなく、経由地に支給率の高いところを経由させると、いう、そういうことをやつておるというようなことがあります。これについては人事院の方で実態調査をされたというふうに聞いております。ひどい場合には、一日だけそこにおつてというようなこともあったというふうに聞いておりますけれども、いずれも、実態調査のどういう、どれぐらいいの件数がそういうふうにあつたのか。

それは、一日というのはもうまれやと思いますけれども、そういう東京経由で実質的な異動が地方から地方だということを、東京という最高の支給率のところを使うというふうなことも含めまして、こういうやり方、ワントッチという言い方をするそうですけれども、ワントッチ、短期間異動という、そういうことについての実態調査をされたというふうに聞いておりますので、その御報告をお願いしたいと思います。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 異動保障というのは、制度の趣旨に従つて運用していただけると、そんなに批判を浴びなかつたわけでござりますけれども、そういうとくに転勤されるというのでは困るというので、もう少しその異動保障も長くしてくればというようなお話をもつたように聞いております。

らないといふときに転勤されるというのでは困る
というので、もう少しその異動保障も長くしてく
れというようなお話をもあつたように聞いておりま
す。

ただ、三年というはどうかといふような話で
ござりますので、また、そういうような御意見も
国会の中では出ておりますので、私たち、各府
省の人事の円滑化ということを考へながら、また
労働団体の意見も聞きながら、この見直しといふ
ものに着手してみたいというふうに思います。

○山下栄一君 それに、この異動保障に関連して
ですけれども、ちょっと悪質とも言うべきものが
散見されておるわけです。そういう報告もされ
ております。

すなわち、地方から地方に転勤、異動になる場
合に東京経由で異動すると。いわゆる最も加算率
の高いところで例えば一ヶ月間研修を受ける形を
取つて、そこで、そこを新しい勤務地だといふふ
うに考えてまた別のところに行くというようなこ
と、経由地に支給率の高いところを経由させるこ
う、そういうことをやつているというようなこ

れども、今、先生が御指摘のように、本当に短期間、支給地あるいはより高い支給率の地域というものに在勤して地方に替わっていく、そのことによって異動保障というものの恩恵を受ける。そういう運用をされると、制度そのものが誤解を受けるということになるわけでございます。

私たちは、そういう話を把握いたしまして、昨年の十二月でしたか、通知を出しまして、各府省におやめいただくようにということで徹底いたしました。それ以後、そういうようなことはございません。したがいまして、そういうようなことは防止しつつ、調整手当制度というものを適正に運用していきたいということでお考えしております。

ただ、今お尋ねになりました、そういう短期間でということをワントンチと言ふんですか、先生の言葉を使いますと、そういうことで、この制度を趣旨に反して運用しておつたというのは、この一年間で、昨年の四月以降ございましたのは百七件でございまして、そして各府省にまたがつております。

○山下栄一君 短期間というのは一ヶ月以内ということで調査していただいたと聞いておりますけれども、こういうものについてはやはり、何といいますか、悪用するといいますか、そういうことについては、これはもうあつてはならないことだと思いますし、実際、人事院の方から指導をされた結果、そういうことはなくなつたというふうに聞いておりますけれども、しばらくなくなつてしまつた復活するということになつたらまずいわけでござりますので、きつととした御指導をお願い申上げたいと、いうふうに思います。

この異動保障につきましては、人事異動を円滑にするために、なかなか地方に行きたがらないという方が現実にいらっしゃる、それではなかなか全般的な仕事も成就できぬということから、そういう人事異動の円滑化のためにこういうのを導入したということから私も問題点が出ているようになります。

者であるというふうに書いてあるわけだから、そのために公務員になつたんだでしょう、そうなのに行きたがらないというのはどういうことだといふうな民間の方から厳しい御批判もあるわけでございまして、そういうことを考えましたときに、この人事異動円滑化のための手当支給というやり方はちょっとやつぱり基本的に見直すべきではないかと。地域給である調整手当の激変緩和措置としての異動保障ではない形で別の考え方で制度化するというふうなこともありますと思ふんでそれども、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

はよく分かれます。ただ、先生も私と余り年代が変わらないわけでございまして、私たちのときは行政法を教えていただくときには、公務員というのは特別権力関係の中にあるというので、命令一下どこへでも行くんだという、そういうことを教えていただいたわけでございますけれども、最近はそういう考え方方がだんだん薄れてきていると、いうか、余り特別権力関係議論というのが言われなくなつたということで、できるだけ人事権者といふのは、労働者の意見をよく聞き、労働者の立場を考えて、というような人事異動が行われるような時代になつてきたのかというふうに思います。

ただ、この異動というものを円滑に行うためにどういうような制度というものを考えたらいいのかというの是非常に難しい問題だと思いますし、たくさんの方々からいろいろな御意見というものをちょうだいしなきやならないというふうに思ひます。ただ、本当に単身赴任ということで地方に異動される方々の家計負担というものを考えて新しい手当を作るということになりますと、恐らく現在の異動保障で必要としておる財源よりも多くの財源を必要にすることになるんじゃないかなという気もいたしますので、総合的にいろいろな立場を考えてこれから十分検討する必要があるだらうというふうに思います。

は、物価が高い地域、また民間賃金、その地域の、をも勘案しながら、そういう支給率のかさ上げといいますか、そういうことを考えていつたと、いうふうに聞いておるわけですけれども。ところが、勤務しているのは確かに霞が関だと、住んでいるところは物価も非常にそんなに高くない地域に住んでいると、だから生活費とかということを考えると、確かに勤務地はただ東京かも分からぬけれども、生活地域はそうでないというふうに考えたときに、この支給の考え方方が在勤地主義といふのはこれはどうかというふうな意見もございますけれども、これについてのお考えをお聞きしたと思ひます。

○政府特別補佐人(中島忠能君) それは、確かにそういう議論も成り立つだろとうふうに思いますが。ただ、この調整手当というのがいろいろ議論されました昭和四十年代の後半、結局日本の経済が高度成長になりまして、高度成長の波に乗りまして、労働者というものの取り合いというか、人材獲得競争というものがだんだん激しくなってきたと。そのときにやはり民間賃金が高い地域に所在する官署というものがきちんとした人材を獲得しなきやならないということで勤務地主義、在勤地主義というものが正当化されたというか根拠付けられたというようなことで私たちは頭の中を整理させていただいておりますけれども、現在もなにかそういう考え方方が強いというふうに私は認識いたしております。

○山下栄一君 ちょっと少し早いですけれども、以上で終わります。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。まず、第二条、法案の「定義」についてお伺いいたします。

私は、そもそもこの定義からして訳が分からぬいと言わざるを得ない。地方自治体が行う事業のうち、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要だと言いながら、自治体が自ら主体となつて直接実施する必要がない、それでいて民間ではできないものだと、こう言つております。

公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業は自治体が責任を持つべきではないのか、なぜわざわざこんな制度を作るのか、まずこの点をお答えいただきたいと思います。大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) いや、仕事はいろいろあるんですよ。そう簡単にいきませんよ。

それは大変公共性が高くてあるけれども、地元団体が直接やらなくてもいい仕事というのはあるんで。例えば、そうでしょう、大学だって試験研究機関だってどうですか、国際会議場だって公共あります、公共生がある。そういうやつってござります。

かというと、これはなかなかそういうやない。必要があるけれども民間はなかなかやらないと。
しかし、それじゃ地方団体が責任を持たなきやいけないけれども、そのやり方はぎしぎしの官序会計で、単年度で、極めて硬直的にやるよりも、もっと自由にやらせる方が本来の目的に沿うようなものもあるわけですよ。それがイギリスのエージェンシーであり、国の独立行政法人はそういう発想から出ているんですよ。それは特殊法人と同じじやないかというと、同じなんですよ。同じなんだけれども、特殊法人よりは進歩しているんですね。例えば評議委員会を作つて、三年から五年で見直すとか、場合によつてはつぶすとか、役員についても信賞必罰でやるとか、そういうことを持ち込んでいるんですよ。公共性がある仕事を、民間的な経営効率の仕事も持ち込んでいるので、それが結果としては国民や住民の利益へつながるんで、だからいろいろな考え方があつていいんですよ、宮本委員。

そこで、そういう意味での地方に選択肢を、國もやつっているんだし、地方でも要望があるんで、それじゃ仕組みは作りましょう、それはどうぞ自分で、自分の責任で選択してくださいと、こういうふうに考へているわけあります。

一番すつきりしていいるような仕事をわざわざ地方独立行政法人というものを創るというのは、正におつしやつたように、効率的かつ効果的に行わせると、これが目的だと、法案にもそう書いてありますよ、目的ね。

私は、そこで、大臣、認識聞きたいんですけれども、つまり今の地方自治体でやつてある仕事は効率的でないと、こう大臣はお考えになつていますか。

○國務大臣(片山虎之助君)　いやいや、いろいろあるんですよ。一生懸命やつていますよ。

しかし、今の仕組みが、今言いましたように、
（がんこ）らむこくて、例えざと、三年ごと用間で

物を考えた方がいいのに、全部単年度の予算、決算でしよう。あるいは組織についても条例やいろんなことで規則できちつと決まっているんです。人の配置なんか自由にわあわあとできないんですよ。だから、そういうことはそういうふうに厳重にやると。そうでなくて、効率的に自律的、弾力的にやる方がプラスになるようなものはそれほど、そうやつてもらうというのが正しいんではないかと、こういうことがあります。

○宮本岳志君 正に大臣は、私、この地方独立行政法人というものの本質を今お話しになつたと思うんですね。

大臣ね、地方自治法の第一条には、地方自治体の目的というものが書いてあるんですね、大臣に別に言うのも秋迦に説法ですけれども。そこには、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、」云々と、つまり地方自治法によると、地方公共団体は民主的にして能率的に行政を進めなければならぬとなつてているんです。それを、自治体が直接やれば一番すつきり分かりやすいものをわざわざ別の法人を作らなければ効率化あるいは効率的運用ができるないと、こうお考えになるとすると、正に地方自治法第一条といふものは、現状では地方自治体には守らせられないのだと総務大臣がお答えになつていて

等しいわけですよ。私は、こういうわざわざ組組みを作つて効率的、効率的ということをやるといまいります。つまり、民主的にして能率的といふのは、はつきり申し上げて、先ほど申し上げた方自治法あるいは地方公務員法にも民主的にして効率的という言葉が、能率的という言葉が出てまいります。つまり、民主的にして能率的といふスキームでできないものの効率的、効果的に行わせるために別の枠を作るということは、はつきり言つて民主的という言葉が抜け落ちるわけなんですよ。つまり、方自治法や地方公務員法の枠組みではできないような効率化をあなたの方はやろうとしている。これ以外にこの法律の目的はないと考えますが、いかがですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 地方公共団体がやっている事務事業というのは一杯あるわけですよ。それはもう民主的にがちがちでやらなければならぬものも、民主的には、一定の限度でびしつと民主要的な責任は持つけれども、あとは能率的にやつたものもいいものがあるんですよ。同じやり方で全部やれという方が無理なんですよ、こういう時代に。いろんなやり方があつていいんで、その選択肢を増やしてそれを判断して選択するのは方団体にやつてもらうんですよ。我々はこうやられやれと言ふんぢやないんですよ。方が要望しているんですよ。要望しているから選択肢を広げただけで、その選択を主体的にやつて責任を取るのは方団体ですから、それが方自治なんですよ。これしかやるなこのやり方しか駄目だと、そういう方がずっと私は合理的でないと思ひますよ。

○宮本岳志君 いや、方自治法には民主的は一定の限度でいいとは書いていないんですよ。方自治法は明瞭に民主的にして能率的に行わなければならぬと、こう書いているわけですから。そして、その民主的ということを一定の限度にして効率適用を図るんだというところに今度の法案のこの目的があるんだという私の指摘は正に大臣の答弁でも裏付けられたと言わざるを得ないです。私は、そういう効率化というのはどういう実態

きたい。東京三鷹市の市立保育園の東台保育園の例をこの前も八田委員が御紹介申し上げました。市立の保育園ですが、運営委託でこれはベネッセがございます。私は決して民間何でも悪いと言つつもりはないんです。問題はこういう効率化が何によつて行われているか。保育所の経費といふのは八割までが人件費なんですね。それでベネッセでは、園長や主任などは一年更新の契約職員として雇い、こういう方々の月給も一年目では十五万から二十万程度、それ以外の職員の方々はアルバイト、パートで社会保険もないという状況なんですね。保育士のこういう労働条件の上に成り立つてゐる効率化なんですよ。

先週、参議院本会議で、塩川大臣は、公立は民間より人件費比率が高過ぎると保育園の例を出して答弁されましたよ。しかし、これはつまり保育士は全員不安定雇用でも結構だ、十分だと言つてゐるに等しくて、私はやっぱりこういったことが現場でどういう状況を生んでいるかということを考えなきゃならないと思います。

もう一つ、私の地元大阪ではもつとストレートで、保育所の民営化というのがやられております。守口市では昨年四月から三つの保育所が民営化されました。民営化事業者の募集条件は、園長は保育士の資格のある人、こうなつていてもかわらず、ある園では資格のない理事長が園長を兼務している、消防法上必要な防火管理者を置いていかつたり、別の園では、常勤していない園長を常勤と申請して補助金を受け取つて、市が改めて請求し直して補助金の返還まで行われているという事例があるんですね。

つまり、あなたの方の言うこの効率化というのは、こういうことだと言わざるを得ないんです。正に地域において確実に実施されることが必要なもので効率化する、それも地方自治法に基づいたので

はなかなかできないような効率化をやろうと。結局は安易に投げ出すということではないのですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 宮本委員の話を聞いてみると、それじゃ保育所は全部公立にして、たくさん人件費は掛けて、しかし、そのお金は全額税金なんですよ。税金を最もすべての国民に効率的に使うというような必要があるんですよ。何でも給料は高くすりやいい、効率化は全部反対だと、しかし、そのお金はだれがどうやって調達するんですか。全部国民の負担じゃないですか。このところを考えて今いろんな改革の議論が進んでいるんですよ。改革をやるなどという議論ですよ。

○宮本岳志君 国民は福祉や医療や保育や市民のサービスのために税金を払っているんですよ。国民は別に保育をあんまりやつてくれるとか、あるいはそういうことに税金使つてくれるなんて言つていられないわけですよ。無駄な公共事業をやめてくれと言つているんですから。私は、保育や福祉や医療にしっかりとお金を使つて、そして本当に無駄なところを削るということを申し上げていいわけなんですね。大臣は二言目には選択肢とうふうにおっしゃいます。先ほども選択肢だとおっしゃつておりました。私は、この法案を提案して最後は自治体が選ぶんですよとおっしゃるけれども、それは私全体を見ない議論だと思います。

大体、六月二十七日、政府はこの第三次骨太方針というのを出しましたよね。先ほども議論になつておきました。ここでは、三位一体の改革だとう言うて、今後三年間で国庫補助負担金を四兆円削ると、その削減分の八割程度しか税源移譲しない、こういうふうになつております。地方交付税の税源保障機能についても全般を見直し縮小化すると。地方分権推進会議じゃないですよ。これ正に第三次骨太方針、あなたも加わって閣議決定したものの中でもそういうことを明記していますよ。実物をここに持ってきて、この中を紹介す。

しているわけですかね。

つまり、これから地方への財政保障を一層削り込むと。一方ではそういうことを決めておいて、そして、こういう選択肢を置いて、いやいや選択肢を一つ増やしただけですよと、こう言つたつて、これからそこへ追い込んでいくということは明瞭じゃありませんか。違いますか。

○國務大臣(片山虎之助君) 三位一体の改革の中身ももう少し勉強してくださいよ。自分流のあれだけ言つては駄目ですよ。それから、あなたが言うことが正しければ、是非国民の選択であなた方の考えの人を増やしてくださいよ。国民の選択ですよ、選挙というのは。是非それはよく分かつてください。自分の言うことだけが正しい、人の言うことは全然間違いだと、それは全然違いますよ。

○宮本岳志君 いやいや、答弁になつていないです。じゃ、この骨太方針でそういうことを決めていいとおっしゃるんですか。

○國務大臣(片山虎之助君) あなた、骨太方針がよく分かつてないんじゃないですか、何のためにやるかということが。国から地方への、地方の自主性や自律性を強化するためにそういうことをいろんな段階を経てやっていくんですよ。一遍にひっくり返るようなことができるわけがない。どうやってやるんですか、それじゃ、共産党の考えを聞かしてもらいたい。

○宮本岳志君 でたらめな答弁をするんじゃないですよ。二十ページに書いてあるじゃないですか。二十ページにちゃんと私が今言つたとおりのこと、書いてあるから言つているんですよ。

○國務大臣(片山虎之助君) 事が分かつてないじゃない、ばかりかしいから。

○宮本岳志君 そうじやないですか。ここにそ

書いてあるでしょう、じゃ書いていないですか。事務方でもいい。

○宮本岳志君 書いていたんですか。否定できることはない。

○國務大臣(片山虎之助君) よく知っているよ、書いてないんですか。否定できるんですか。

○委員長(山崎力君) どなたが答弁。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘いただきました六月二十七日の閣議決定におきましては、国と地方との改革につきまして、全般的に改革の考え方、また三位一体改革につきましては、国庫補助負担金の廃止、縮減の考え方、税源移譲の考え方と併せて、地方交付税につきましても今後の対処方針を記述いたしているところでございます。

○宮本岳志君 そのとおり言つてあるじゃないですか。書いていることを指摘して、そんなばかな話はないんですよ。もう時間ないですから、時間ないですからいいです。こんなことをやっていたらこれで終わりますからね。

それで、私は、改めてこの地方独立行政法人といふのは、正に塩川大臣が言うような地方財政の見直し、スリム化の具体化にはかならないと。

結局、この住民犠牲の効率化を進めて、住民サービスは切り下げられる、あわよくば廃止しようとも思つておきたいと思います。

それで、被害を受けるのは正に保育所の子供たちや公立病院の患者さんや、つまり住民にはかならないということを指摘をしておきたいと思います。

同時に、この地方独立行政法人法というスキーム自身が今見たように大変ひどいのですけれども、更にもっと重大なのは、あなた方がスキームに公立大学を入れているという問題です。いいですか。公立大学について聞きますよ、次は。

そもそも、大学といふものは学術の中心であつて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授、研究する我が国の最高学府であると。

文部科学省と、そして総務大臣にも、これまで前提として確認しますが、大学における教育研究の特性を守れない

の特性は国公私立を問わず大学に共通する、これはよろしいですね、文部科学省。

○政府参考人(木谷雅人君) 教育研究の特性とは、大学における教育研究の自主性、自律性を十分尊重するとともに、長期的な展望に立った教育研究の推進という観点や専門的見地を踏まえることと理解しております。教育研究の特性に配慮すべきことは、国公私立大学を問わず大学に共通するものと認識いたします。

○宮本岳志君 ちゃんと答えてくださいよ。

○國務大臣(片山虎之助君) 文部省と同じ意見であります。

○宮本岳志君 国の大半の独立行政法人は、既に施行されております独立行政法人通則法に基づいて独立行政法人化が進められております。総務省の所管でいえば、TAO、通総研がそうですね。しかし、今、文教科学委員会に提出されている国立大学法人化法案、これらは効率化のための独立行政法人化ではないと文部科学省は繰り返し説明をされております。これは正に教育研究の特性を尊重するためであります。これは正に文部科学省。

○政府参考人(木谷雅人君) 現在、国会で御審議いただいている国立大学法人法案は、単なる効率化を目的としたものではなく、国による財政措置を前提とした独立行政法人制度の発足を機に、大学改革の一環として検討してきたものでござります。すなわち、独立行政法人制度の基本的な枠組みを活用しつつ、大学の教育研究の特性に十分配慮し、さらに、従来、国の行政組織の一部に位置付けられてきたことに由来する予算、組織、人事等に係る様々な規制から外れて、その運営の自律性を高め、教育研究を活性化し、より個性豊かな魅力ある国立大学の実現を図ろうとするものでございます。

○宮本岳志君 四月の十六日、衆議院文部科学委員会で遠山文部科学大臣は次のように答弁をしております。今回は独立行政法人とは思つております。立行政法人通則法と同じ、いわゆる行革の枠組みに入れてしまつてゐるんですよ。先ほどあなたも、国公私立問わずひとしく教育研究の特性を尊重しなければならないと答弁しましたけれども、これでは教育研究の特性を守れない

るような組織とは違うという角度から、国立大学法人という新たなコンセプトをお願いをしていか。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 私どもの地方独立行政法人法案の中に公立大学が入っていることは事実でございますが、これは、国立大学の言葉は別として独法化に準じた措置をこの法案の中で講じようということで、公立大学の特性に応じた例外置につきましてもこの法案の中できちつと書きおりまして、考え方としましては、国立大学の独法化的措置と、公立大学については基本的に変わることろはございません。

○宮本岳志君 独立行政法人化ではないんだと、それは大きな傘だけの話であつて、理念も目的も違つて。それでも、その傘が問題だといつて文教科学委員会では大議論になつて、もちろん我が党もその委員会では反対の立場で野党の皆さんと一緒に頑張つております。

ともかく、文部科学省は、改革ではなく大学改革なのだとということで、通則法ではなく、国立大学法人法案という別法案として国会に提出をいたしました。だから、衆議院で文部科学大臣は、この改革によって、国は、とにかくお金を削減しようとか減らしていくなどという意思是毛頭ないはずで、増やしていく決意を述べよと、こう問い合わせて、日本の今後の発展にとって、大学にかかる経費というものは、未来への先行投資だと考へている。その意味では、大学、特に国立大学、今回の設置形態の変更を契機に削減するようなことは絶対ならないように、私どもとしては頑張りたいと文部科学大臣は答弁しましたが、間違いないですね。

○政府参考人(畠中誠一郎君) いや、適用されることは別法案としているんですよ。

○宮本岳志君 全く矛盾しているんじゃないですか。

○政府参考人(林省吾君) 公立大学につきましての御議論でございますが、先ほど御指摘のようないは、地方独立行政法人制度自身は、業務の効率化を意図したものでありますと同時に、サービスの質の向上を図ることもねらいといたしてはいるわけあります。特に中期目標等の中におきましては、サービスその他の業務の質の向上に関する事項等を盛り込み、業務運営につきましては改善、効率化に關する事項と併せて重要な項目といたしてい

る業務の効率化だけではなく、サービスの質の向上を目指すという広い意味の行財政改革の觀点も含んでいるものであります。特に公立大学法人

のではありませんか。大臣、そう思われませんか。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 私どもの地方独立行政法人法案の中に公立大学が入っていることは事実でございますが、これは、国立大学の言葉は別として独法化に準じた措置をこの法案の中で講じようということで、公立大学の特性に応じた例外置につきましてもこの法案の中できちつと書きおりまして、考え方としましては、国立大学の独法化的措置と、公立大学については基本的に変わることろはございません。

○宮本岳志君 その程度では駄目だから国立大学は別法案としているんですよ。

○政府参考人(木谷雅人君) 事実でございます。

○宮本岳志君 独立行政法人化ではないんだと、それは大きな傘だけの話であつて、理念も目的も違つて。それでも、その傘が問題だといつて文教科学委員会では大議論になつて、もちろん我が党もその委員会では反対の立場で野党の皆さんと一緒に頑張つております。

ともかく、文部科学省は、改革ではなく大学改革なのだとということで、通則法ではなく、国立大学法人法案という別法案として国会に提出をいたしました。だから、衆議院で文部科学大臣は、この改革によって、国は、とにかくお金を削減しようとか減らしていくなどという意思是毛頭ないはずで、増やしていく決意を述べよと、こう問い合わせて、日本の今後の発展にとって、大学にかかる経費というものは、未来への先行投資だと考へている。その意味では、大学、特に国立大学、今回の設置形態の変更を契機に削減するようなことは絶対ならないように、私どもとしては頑張りたいと文部科学大臣は答弁しましたが、間違いないですね。

○政府参考人(畠中誠一郎君) いや、適用されることは別法案としているんですよ。

○宮本岳志君 全く矛盾しているんじゃないですか。

○政府参考人(林省吾君) 公立大学につきましての御議論でございますが、先ほど御指摘のようないは、地方独立行政法人制度自身は、業務の効率化を意図したものでありますと同時に、サービスの質の向上を図ることもねらいといたしてはいるわけあります。特に中期目標等の中におきましては、サービスその他の業務の質の向上に関する事項等を盛り込み、業務運営につきましては改善、効率化に關する事項と併せて重要な項目といたしてい

る業務の効率化だけではなく、サービスの質の向上を目指すという広い意味の行財政改革の觀点も含んでいるものであります。特に公立大学法人

につきましては、こうした基本的な独立行政法人制度のねらいを踏まえたものでありますとともに、大学の設置を目的とするものでございますので、御心配の、大学における教育研究の特性や大学の自治に配慮することが必要であると、こういう観点から、種々の特例規定を置くことといたしでいるところでございます。

○宮本岳志君 第二条には「効率的かつ効果的に行わることを目的として」とあるだけで、サービス云々という言葉はないですが、それならば公立大学に関しては効率的かつ効果的に行わせることを目的として行わないと言明できますか。

○政府参考人(林省吾君) そういうことではございませんで、もちろん法律の基本的な考え方方は今

御指摘のよう規定を踏まえて制度ができ上がつてゐるわけですから、公立大学につきましては、地方独立行政法人法を適用していきます。

○宮本岳志君 訳の分からぬ答弁ですね。

大体、こういう枠の中にそもそも押し込んだと

いうところに最大の問題があるんですよ。先ほど

来、他党の議員も同じ指摘をやつております。私は、教育研究の特性を守ると幾らあなた方が繰り返したって、効率的かつ効果的に行わせることを

目的として公立大学法人を作れば、結局その特性が脅かされることは明瞭だと。大体、文部省が、

こういうこの法案について、文部省の側も教育の特性を重視すると言わざるを得ないのは、正にそ

こに理由があるわけですよ。

それで、ノーベル物理学賞を受賞した小柴東大名譽教授は東京新聞で、学問研究に効率化を持ち込むと採算に結び付かない基礎科学は冷や飯を食

うと、これは東京新聞で語られています。大学の

教育研究の目標や計画などは学内で決めるに、これが大学運営上の鉄則なんです。自らの判断で研究テーマを決めて、小柴教授のように何十年も掛かってようやく認められるようになるというものもあるんですね。学内の関係者でしか判断できない目標設定や評価は、大学できちっとやるというのが当然の原則なんです。

そこで聞きますけれども、国立大学法人では文科大臣が中期目標を定めます。それに基づいて大

学法人は中期計画を作成し、文科大臣の認可を受けるわけですね。それの場合に、あらかじめ評価委員会の意見を聞くとなつておりますけれども、この評価委員会はどこに置くことになつてお

りますか。

○政府参考人(木谷雅人君) 国立大学法人、国立

大学法人評価委員会は、国家行政組織法上のいわゆる八条機関、審議会等に該当するものでございまして、文部科学省に置くこととしております。

○宮本岳志君 文部科学省に置くんですね。

では、総務省に聞きましたけれども、この地方独

立行政法人法案でも評価委員会を置くことになつておりますけれども、この評価委員会はどこに置くのか。そして、公立大学の評価委員会は必ず公

立大学のみの評価委員会を別に作るということになつているか。いかがですか。

○政府参考人(林省吾君) 公立大学法人に係る評

価委員会は、条例に定めるところによりまして、

設立団体の長の附属機関として当該団体に置かれることになるものであります。

その評価委員会は、御提案いたしております法

律第十一條に記してござりますように、設立団体

に地方独立行政法人評価委員会を置くという規定になつております。複数設置すること自体は否

定をいたしておりません。しかしながら、地方公

共団体におきましては、特に地方団体における公

立大学の実態を踏まえますと、国立大学のような

複数ではございませんので、例えば評価委員会の

処することを検討されているところもあるようだ

たが、公立大学法人につきましては、大学にお

ございますが、いずれにいたしましても、評価委員会を設置しながら、地方公共団体の行政組織の簡素化という観点も踏まえて、当該地方団体において判断されるものと考えております。

○宮本岳志君 国立大学の場合は、一応、政府の中では教育研究を担当する文部科学大臣が行うと、評価委員会、文部科学省に置くということになつてゐるわけですね。それでさえ、外部からの介入だという大議論が今正にこの瞬間も文教科学委員会では続けられているわけですよ。

ところが、この地方独立行政法人法に基づく公立大学の場合は、これを自治体に置くと。あるいは、他の独立行政法人と一緒にして評価を行ふと

いうことも可能となる。これでは全く教育研究への配慮が足りないということになりませんか。

○政府参考人(林省吾君) 地方団体がどういう判断をされるか、最終的にはその判断に懸かっています。

るわけであります。その際、公立大学としての立場であります。公立大学としての立場であります。公立大学の場合は、これをお自治体に置くと。あるいは、他の独立行政法人と一緒にして評価を行ふと

いうことも可能となる。これでは全く教育研究への配慮が足りないということになりませんか。

○宮本岳志君 配慮するといつても、中期目標を立てるわけですね。それぞれの場合に、あらかじめ当該公立大学法人の意見を聞き、当該意見に

対応することを特に規定をし、法人の意向が中期目標に反映される仕組みといたしているところでございます。

○宮本岳志君 配慮するといつても、中期目標を立てるわけですね。それぞれの場合に、あらかじめ当該公立大学法人の意見を聞き、当該意見に

対応することを特に規定をし、法人の意向が中期目標に反映される仕組みといたしているところでございます。

○宮本岳志君 知事が議会の議決を経て決めるというスキーム自

身が私は問題だと思うんですね。あなた方は、衆議院で我が党の春名議員が指摘した、正に地方自

治の原則に立つて、本来議会がチェック機能を大幅に

緩めようとしているんです。これが衆議院で大議論になりました。

逆に、大学の自治という観点から、本来議会といえども口出しすべきものには、定款にし

る中期目標にしろ、議会の介入、首長の指示を認めてしまつて。だから、私はこの法案は欠陥法案だと繰り返し申し上げているんですよ。

もう一問、じや総務省に聞きます。

定款の認可を公立大学法人については総務大臣だけでなく文部科学大臣としたのは、これは教育

研究の特性に配慮したことですか。

○政府参考人(林省吾君) 法案におきましては、

総務大臣に加えて文部科学大臣の認可を必要といたしているわけがありますが、公立大学法人の場

合は、地方独立行政法人が備えるべき要件が確保

されているかどうかと、こういう観点から認められ

ます。そういう観点から、両大臣の認可を法

制上構築しているわけでございます。

○宮本岳志君 研究教育の、教育研究の特性に配慮してそういうことにしていくと。

では、聞きますけれども、都留市立の都留文科大学、下関市立大学、これらの大学を公立大学法ににする場合、その定款は文部科学大臣が認可することになりますか。

○政府参考人(林省吾君) お尋ねのは市立大学でございますか。

○宮本岳志君 下関市立大学。

○政府参考人(林省吾君) 市立大学ですね。市立大学の場合は都道府県知事の認可となります。

○宮本岳志君 ジヤ、都留文だとか下関市立大学など一般市の公立大学については文部科学大臣はかわらない。これは、これらの大学は大学における教育研究の特性に配慮する仕組みが備わってかわらない。かくわらざる必要がないと、こう答弁されたんですね。

答弁になつてないじゃないか。答弁できないじゃないか。欠陥法案だよ、こんなものは。

○政府参考人(林省吾君) 県、都道府県及び政令市が設置されます場合は、先ほど御指摘がございましたように、総務大臣及び文部科学大臣の認可が必要と考えておりますが、市が設置いたします場合は、それらの権限が都道府県知事に委任されておりますので、知事の権限で足りるというふうに理解いたしております。

○宮本岳志君 答弁になつてないでありますよ。

私は文書でもいただいているんです。なぜ文部科学大臣の認可を加えたかといえば、大学における教育研究の特性に配慮する仕組みが備わっているか確認する必要があるとあなた方ははつきり答えていらっしゃるじゃないですか。にもかかわらず、下関市立大学、都留文科大学、高崎経済大学、一般市の市立大学ならば全く文部科学大臣はかわらないと。おかしいじゃないですか。どうやって教育研究の特性を確保するんですか。

○政府参考人(林省吾君) 私が申し上げましたのは、本法案 地方独立行政法人法案に基づく認可はそういうことでござりますけれども、別途、教育機関としての大学の設置認可という観点から、文部科学大臣が学校教育法に基づき認可をするこ

ととなつております。

○宮本岳志君 もうまともに答弁できないという状況じゃないですか。

私は、この法案、欠陥だと言うのはそこにあることになりますか。

○宮本岳志君

下関市立大学。

○政府参考人(林省吾君)

市立大学ですね。しか

し、本法案八十條は、総務大臣を総務大臣及び文部科学大臣と読み替えると、こういう書きぶりに

いたんです。ところが、公立大学を他の地方独立行政法人と同じ第七条の一般規定で作るということ

う、公立大学というようなものを国 の独立行政法

人通則法と同じような地方独立行政法人法案とい

う枠に入れてしまうことの矛盾が現れていると

はつきり指摘をせざるを得ません。

そこで大臣、先ほど大臣も、五年後には、五年

を目途として見直すということもおっしゃいまし

たよ。私は、本法案は欠陥ですので、見直すのな

らば、見直すよりも本法案はやめるべきだとはつ

きり申し上げたいですけれども、五年後を目途に

やつぱりこういった問題、きちんと見直すとい

う気がおありであるのならば、せめて本法案を修正

すべきだと私、思いますけれども、いかがですか、大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) これは、地方独立行

政法人という法人格を持つ公法人を作るんです

よ。だから、その認可を、都道府県や政令市レベ

るに、法律が動き出して、運用上を見て、五年後には見直すということをちゃんと申し上げたわけではありませんから、見直しの結果によつて必要なことがありますから、見直しの結果によつて必要なことがあります。いいですか。これは、つまり教育研究の特性に配慮するためだといって、公立大学の定款は総務大臣とともに文部科学大臣も認可すると

んですよ。いいですか。これは、つまり教育研究

が、国会にお諮りし

ります。

○宮本岳志君 確認しておきますけれども、文部

科学省、文部科学省は、この下関市立大学等々、

一般市の公立大学について教育研究の特性を図る

上で定款に文部科学省がかかるるということが必

要だと考えませんか、定款の認可に。

○政府参考人(木谷雅人君) 先ほど総務省の方か

らお答えがありましたように、まず、教育機関と

しての大学の設置認可につきましては、学校教育

法に基づきまして従来から文部科学大臣が行つて

おると、このことは変わらないわけでございま

す。

また、この法人の定款の認可ということにつき

ましては、文部科学省といたしましては、必要に

応じ都道府県知事に助言を行うことにより、特例

規定の適切な運用が担保されるよう努めたいと

いうふうに考えております。

○宮本岳志君 大学についてはこういった重大な

やつぱり問題が横たわっておりますので、現に文

教科学委員会でも国立大学法人は二十一時間四十

分に及ぶ質疑を尽くしているわけあります。お

聞きしますと、なお本日、議了ということにはなつてないともお伺いをいたしました。

私は、この問題を本当に徹底審議を尽くして、現場の先生方の御意見もお伺いをして、今申し上げたような様々な問題をもつとも議論を深めなきやならない、そういう思いで今質問に立たせていただいております。

最後に、労働安全衛生法についてもお伺いしておきたいので、お伺いをしておきます。

まず確認ですけれども、公立大学が独法化されれば労安法の適用になるということは間違いないですね。

○政府参考人(森清君) 労働安全衛生法の適用でございますけれども、これまでにも、現在も、公立大学にも労働安全衛生法は適用されているわけですが、地方独立行政法人化された場合も同様に適用されるということでございます。

○宮本岳志君 この労安法の適用問題が国立大学法案でも大問題になつております。

国立では、来年四月一日をもつて国立大学法人移行ということで、この時点で労安法に基づく施設整備における教職員の健康、風紀、生命の安全保持などの改善措置ができるのかと、こういうことが議論されて、できなければ違法状態になるという指摘もされているわけです。文科大臣は、そういうことのないよう努力して期日までに解決終わつておくと答弁をされました。

これは、公立大学の場合は、公立の場合は一層深刻な問題だと思います。労安法ではどういう人が置かれなければならないか挙げてありますけれども、安全管理者、衛生管理者、産業医などの配置、そして労働者、労働組合の推薦されたメンバーを含む安全委員会の設置等々、相当な予算が必要となります。

そこで、公立大学の場合は、公立の場合は一層深刻な問題だと思います。労安法ではどういう人が置かれなければならないか挙げてありますけれども、安全管理者、衛生管理者、産業医などの配置、そして労働者、労働組合の推薦されたメンバーを含む安全委員会の設置等々、相当な予算が必要となります。

そこで、総務大臣、仮に公立大学を法人化するという場合には、それまでにこの労働安全衛生法に基づく施設整備や改善措置が行わなければならないと私、思いますけれども、これは、大臣、よろしいですね。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、適用になつてい

いますよ。

是非、御理解賜りますように。

○宮本岳志君 選択であることはだれも争いはないんですよ。しかし、そういう選択肢を作ることのは非をめぐって議論をしているんじゃないですか。しかも、地方財政をこれから絞り込んでいくという骨太方針が出てるじゃないですかと私は繰り返し指摘させていただいているわけあります。

先ほど、認可は羈束認可だと大臣はおっしゃいましたけれども、当然この認可に当たっては、労働安全衛生法のこういった基準についてもきちっと定めるということになるかと思いますけれども、こういう労安法の基準を満たすことがこの認可に当たつて必要だということについてはよろしいですね。

○國務大臣(片山虎之助君) 度度も言いますがけれども、現在適用になつてある公立大学は、国立大学とそこが違うんですよ。公立大学は今度適用を受けるんですよ。公立大学はつと受けているんですよ。法人になつたから変わる必要はない。きつちりやるということですよ。法律に基づいて。

○委員長(山崎力君) 時間ですので、手短に願います。

○宮本岳志君 もう終わりますが、本法案は、効率化だけを目的に、本来自治体自身がやるべき仕事を自治体から切り出そうというものにはかならないと思います。選択肢の一つなどというのも、三位一体といって、結局地方財政を削り込もうという意図が既に明瞭になつていて、全くのままであります。このような法案は廃案以外にないとさえ問題があるとしてきた、大学をその他行政機関の効率化と並列に並べて論じるという欠陥法案でござりますが、今朝ほど、産経新聞に「特区」に提案」ということで、埼玉県の志木市が

「市町村長廃止」と。さつきは、谷川先生は教育委員会廃止という話をされましたけれども、そのことです。

ういう改革案を総務省に提出したということであ

ります。

いわゆる、地方自治法で定められた市町村長に代わるシティーマネジャーを議会の議員の中から選出するということでありまして、この穗坂邦夫市長が、人口規模や地域の特性に合つた首長の選任制度を導入することで無秩序な財政の肥大化や議会の形骸化がなくなるということでこの提案をいたしておるわけであります。結局、議会の議員の中から行政事務の執行を担当する委員会を組織して、その代表者を自治体の統括代表者として即していいという理由で教育委員会、農業委員会、体育指導員の廃止も提案しておるわけであります。

今年、同じく実情に即していいという理由で教育委員会、農業委員会、体育指導員の廃止も提案しておるわけであります。私はやはり結構なことだというふうに思っていますね。

今、松岡議員も言わ

れましたが、私も大変問題提起としては意味があ

るなど、こういうふうに思つておりますが、この

シティーマネジャーというのはアメリカにありますよね、御承知だと思いますけれども、執行機関

と議決機関を兼ねた理事さんみたいな、日本でい

えば簡単に言うと理事さん、五、六人選びまして

執行の責任を持つんです。そこで、その理事会

の中で理事長さんみたいな人がこれが市長さん

になるんですね。議長であり市長で、代表になつ

て、そして実務は全部その理事会が選んだシ

ティーマネジャーに任せんんですね。シティーマネジャーはこれ雇われ人ですけれども、理事会に責任を持つ、こういう仕組みですね。

前から我が国でもいろんな議論が実はあるんで

すが、今言わされましたように、我が国の今的地方

制度は大統領制で議会制民主主義ですから、これ

を、やっぱり根幹ですから、これは憲法にも絡ん

できますし、なかなかこれで市町村長を廃止す

るというのは私は難しいと、法制論を含めて難し

いと思いますが、ただ、今の我が国の市町村制度

は三百四十四万の横浜市から百人の何とか村まであ

りますよね。三千一百が、三千二百幾らが同じ

均一の市町村制度なんです。これは私は変えてい

ないんじやなかろうかと。

いなと思つてゐるうちにとうとう死んでしまう、

こういう状況を示しておるわけあります。

私は、このところ、知事も大分元気のいい知事

が出てきて、いろんな意見を言っておりますね。

市長からもこういう意見が出てきているというの

は、やはり耳を傾けるべきものがあらうというふ

うに思うんですが、担当の総務大臣とされでは、

これはもう憲法の問題なんかがありますよね。憲

法九十三条で、首長は地域の住民が選挙で選ぶ

と、こういうことになつておるわけですから。そ

ういう問題いろいろあるにしましても、こういう

地方からの声が出てきている、それに対してどの

ようになつておられる

か伺いたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、松岡議員も言わ

れましたが、私も大変問題提起としては意味があ

るなど、こういうふうに思つておりますが、この

シティーマネジャーというのはアメリカにありますよね、御承知だと思いますけれども、執行機関

と議決機関を兼ねた理事さんみたいな、日本でい

えば簡単に言うと理事さん、五、六人選びまして

執行の責任を持つんです。そこで、その理事会

の中で理事長さんみたいな人がこれが市長さん

になるんですね。議長であり市長で、代表になつ

て、そして実務は全部その理事会が選んだシ

ティーマネジャーに任せんんですね。シティーマネジャーはこれ雇われ人ですけれども、理事会に責任を持つ、こういう仕組みですね。

前から我が国でもいろんな議論が実はあるんで

すが、今言わされましたように、我が国の今的地方

制度は大統領制で議会制民主主義ですから、これ

を、やっぱり根幹ですから、これは憲法にも絡ん

できますし、なかなかこれで市町村長を廃止す

るというのは私は難しいと、法制論を含めて難し

いと思いますが、ただ、今の我が国の市町村制度

は三百四十四万の横浜市から百人の何とか村まであ

りますよね。三千一百が、三千二百幾らが同じ

均一の市町村制度なんです。これは私は変えてい

ないんじやなかろうかと。

今、仕方がありませんので政令市と中核市と特例市というのを作つて、それと普通の市があるんです、町村と。こういう今制度の仕組みになつてます。

私は、このところ、知事も大分元気のいい知事

が出てきて、いろんな意見を言っておりますね。

私は、このところはシ

テイマネジャーでいいといえばそれは認め

る。こうすることを検討すべき時期に来ているん

じゃなかろうかと。

そういう意味で、大変私は適切な問題提起ではなかろうかと。ただし、これを今やろうといつて

これはなかなかやられません。問題提起としての意味はあると、こういうふうに思つております。

私は、やはり縮小社会に入りつあると、少子高齢化で、人口がどんどん減つていくと。過去の世

界の歴史の中で人口が減つていつて豊かに栄えた

国はまずないということを言つておりますね。

その縮小社会の中で、どうやって豊かな気持ちで

生き残つっていくかということが最大の問題だと思つんですね。

○松岡満壽男君 我が国の今の大問題といふ

のは、やはり縮小社会に入りつあると、少子高

齢化で、人口がどんどん減つていくと。過去の世

界の歴史の中で人口が減つていつて豊かに栄えた

国はまずないということを言つておりますね。

これはなかなかやられません。問題提起としての意味はあると、こういうふうに思つております。

○松岡満壽男君 我が国の大問題といふのは、やはり縮小社会に入りつあると、少子高

齢化で、人口がどんどん減つていくと。過去の世

界の歴史の中で人口が減つていつて豊かに栄えた

国はまずないということを言つておりますね。

その縮小社会の中で、どうやって豊かな気持ちで

生き残つっていくかということが最大の問題だと思つんですね。

ところが、その前に、どうも今までのいろんな

仕組み、制度というものがもう機能しなくなつて

きていると、制度疲労を起こしている。新しい仕

組みやり直さなきやいかぬという問題と、大変な

国、地方を通じて赤字を持っているという二つの

問題をどうクリアするかということだと思うんですね。

ところが、その前に、どうも今までのいろんな

仕組み、制度というものがもう機能しなくなつて

きていると、制度疲労を起こしている。新しい仕

組みやり直さなきやいかぬという問題と、大変な

国、地方を通じて赤字を持っているという二つの

問題をどうクリアするかということだと思うんですね。

おとついでしたか、民放で前の自民党の政調会

長の亀井さんが道州制の導入をやつぱりやるべき

だということをはつきり言わされましたね。

それで、やはり今一億二千万で、人口はかなり

一つの国としては大きい。世界の中で見てみます

と、六百万から一千万ぐらいの国が一番今元気が

いいですよね、まとまつて、まとまつて

いる。そうすると、仮に道州制ということになると

、やはり一千萬前後の単位になるんですね。そ

れから、地方のコミュニティで一番効率のいい

い、余り効率ばつかり追求すると怒られるかも分かりませんけれども、効率のいい仕組みというのはやつぱり三千万から三十五万ぐらいじゃないか。そうすると、十ぐらいの道州制にして、その中で三百ぐらいの市があるということですね。そうなつてると、やはりその州の中で雇用とかあるいは産業の育成とか、非常にめり張りの利いた対応が私はできると思うんですよ、全国を眺めてぱらぱらやるんじやなくて。そういう仕組みといふものもやはり考えなきやいかぬところに来ておる。

て、結局、また国の特殊法人の天下り先を確保し、独立行政法人で、今度は地方のお役所の天下りを確保しよう、こういう形にしか見えてこないといふことが非常に残念な思いがするんですが、その辺についての理念、方向性、どのようなものを考えてこれを出されたのか、お答えをいただきたいとふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 質問の冒頭で言われました、やっぱり道州制というものはこれから大いに議論していくべきことだと思いますね。

府県制度の改革、再編、そういう中で三百ぐらいいと言わましたが、皆から審議會県じゃなくて

廃県置藩というのが、昔の藩が大体三百五、六百だつたそうでござりますから、それを一つの基礎的な自治体にするという意見も十分傾聴に値する意見なんで、これから地方制度調査会等を中心と、こういうふうに思つております。

それから、このエージェンシーなんですが、私はこれは一つのやり方だと思ってるんです。例えば、大学だと試験研究機関だと大規模国際関係の施設だと社会福祉施設の一部だと地方公営企業なんかについて、本当にそれぞれの機関が活性化して機能を果たすためには、役所と同じことにする必要は私はないんじゃないとか。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕
試験研究機関でいろんなことをやつたらいいんですよ、民間と提携して、産学官ですから。それは場合によつては、北京大学なんか、あれ大学がベンチャー企業をやつているんですよ、幾つも。かなりバテント持つてもうけているんですよ。そ

ういうことも私はやる必要があるんじゃなかろうかと。むしろそういう機関の活性化のためにエージェンシーというのは、エージェンシーといいますか独立行政法人制度というのは私は活用できるんじやなからうかと。

ただ、問題は運用ですよね。やる人の意欲ですね。それがどういうことになるのかということなんですが、仕組みとしては、こういう公共性が

ありながら、むしろ自律的にやらせる、自由にやらせる、民間的にやらせるというものがあつてもいいと思うんですね。ただ、最小限の公共性がありますから、最小限と言つたらいけません、基本

この辺がやつぱり、結局中央でやっていることを地方がまねるだけということでは、先ほど来申

し上げているように、大きく時代を変えて、地方が元気を出して頑張つていかないと国はもう変わらぬぞといふぐらいいの馬力を出さないかぬところに、まだいつまでたっても三位一体の議論とか、独立行政法人、国もやつたから地方もやりなさいなどいうことじや、これまよつと寺代を変えて

○國務大臣(片山虎之助君)　國の独立行政法人は、松岡委員御承知のように、国そのものであつたものを、これちぎつたんですね。そうしますが、いかがでしよう。

と、やっぱり仕事の継続性からいうと、そういう人をそのまま役員にせないかぬのですね。それから、民間からと言つても来ないんですよ。待遇の問題がありますよ。それから、仕事について詳くないということもあるので。しかし私は、しおいおいやっぱり民間からの登用を増やしていかなければ国の独立行政法人化した意味がないん

ですね。だんだん変わってくると思りますけれども、私どもの方のところも幾つかありますけれども、なかなか今すぐ、どうぞと言つても、民間から、よしと言つて来てくれる人はなかなかないらしいという感じは持っておりますが、できるだけ今後努力してまいりたいと、こういうふうに思つておりますしね。

それから、やっぱり私は、もうこれ持論なんですが、地方が元気にならなければ国は元気にならないし、地方から変わつていかなければ国は変わらないので、そのためには地方にエネルギーをもつてもらわなければなりませんね。そのエネルギーの一つが権限なんですよ。もう一つが税財源なんですよ。自分で自由に使える金なんですよ。国から

まして健全化を進めるというふうにいたしたいと思つております。

○松岡満喜男君　土地開発公社についてはそういうお考えということになりますが、第三セクターの方も大体四割近くが赤字なんですよね、実態的に。これについてはどういうふうに対応を考えて

えて、処理できないものがあるんだろうと思うんですね。そういうものについては国はどの程度地方の相談に乗ったりしておられるんでしようかね。これはもう十兆円という数字は物すごい大きな数字ですよ、これ、中央にとつても。いかがでしよう、そこは。

おられるんでしようかね、指導とか。
○政府参考人(林省吾君) 第三セクターにつきましては、御心配ござりますようこ、かな

りの団体におきましてその経営状況が大変苦しむなつてゐるような三セクが出てきております。ただ、それにつきましては、今後ともその事業を引き続き進めていくのかどうか、また、現状にかんがみまして整理をした方がいいというものにつきましては、清算手続に入るこも含めて、内容を分析した上で判断すべきことを地方団体に對して再三御指導を申し上げて いるわけでありま

ただ、組織あるいは運営の中身につきまして、
また当該三セクが持つてゐる資産状況等にかんが
みまして、今後とも地域の実態から見て当該業務
を進めていく必要がある場合は、今後とも健全な
経営ができるような体制作りを急ぎつつ、運営の
仕方を見直していただきたいということも申し上
げているわけであります。

いずれにいたしましても、三セク、いろんな形態のものがあるわけでございますが、こういう地方財政との関係の深い三セクもございますので、私ども、今後の健全化を第一にしながら、三セクの経営実態を見直していただきたい。そして、必要なものは、また、今後見通しが付かないものにつきましては早く清算手続に入るようなことも含めて、御指導申し上げていかなければならぬと考えているところでございます。

○松岡満男君 第三セクターの赤字は、大きな数字では十兆四千億という数字も実は出ておりますね。これはバブルの時代にレジャーとかかなり大きなものを手掛けているところがありますね、地方によつては。それはもう地方自治体の枠を超

えて、処理できないものがあるんだろうと思うんですね。そういうものについては国はどの程度地 方の相談に乗つたりしておられるんでしようかね。これはもう十兆円という数字は物すごい大き な数字ですよ、これ、中央にとつても。いかがで しょう、そこは。

○政府参考人(林省吾君) 第三セクターはいろいろな形態を取つているものがあるのでございま すが、地方公庫といひますか、地方団体の立場か

ではないわけでありますて、政策決定の過程やその責任の所在も明確でない場合もあるわけですね。これはやはり効率的な行政体に変革をしていくべきやいけないというふうに思うんですけれども、この一部事務組合の独立行政法人化への移行の支援、これは法的に、あるいは財政的にどのように考えておられるのか、伺いたいと思いますが。

(政府参考人) (略口語)「自殺」先生御指揮の一部事務組合でございますが、これは先生も御案内のことおり、一つは、消防なんかは一部事務組合でやつておる例が多いんですが、消防はこの対象にはなりません。

それから、病院とか保育所等の福祉事業、これについて一部事務組合でやつておる例が多いわけですがございまして、この病院、福祉事業につきましては、この地方独立化ということが可能性としては考えられるところでございます。

ただ、一部事務組合においてこの地方独立行政法人を設立する場合、これは普通の地方公共団体が独法を設立する場合と同じでございまして、当該組合の議会の議決を得て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けるということとなるものと考えております。

等についてでございますが、これにつきましては、一部事務組合だからといって特にその財政的支援は考えていないところでございますが、都道府県や市町村が設立する際と同じように、円滑に手続が進められるよう、私どもとしましては、いろいろな情報提供とか、御相談があればその技術的助言を始め、必要な支援を適時適切に行つてまいりたいというふうに考えております。

ありますけれども、中央におきます独立行政法人の職員の身分については公務員に準拠することで決着を見たわけですが、地方独立行政法人の場合においては特定独立行政法人と一般独立行政法人とに区分することで決着を見たようであ

ます。

拠するといふことのようですが、これからいろいろな改革を、それぞれの分野で思い切った改革を進めていかないとこれはもうどうにもならぬ状態に追い詰められている中で、柔軟な発想で経

営していくことが片方で独立行政法人で求められながら、片方で地方独立行政法人に準用してしまふと、地方公務員法をですね、こういうことになると設立の意義が半減してしまうおそれもあるわけであります。が、今回、地方自治の在り方をある面では変えていくことになるかも分からぬ地方独立行政法人を導入していくことを契機として、採用とか給与、昇進、福利厚生、退職金などを規定した地方公務員制度の抜本的な改革を視野に入れていかなきやいかぬのじゃないかという思いがいたすんですけれども、こういう新しい統治形態を導入しながら片方で古い形態の地方公務員制度

をやはり温存していくことになると、非常に難しく、対応がですね、見えにくい結果にまた終わってしまう可能性があるんですね。

しかし、やはり導入する以上は、そこで働く、現場で働く人たちが意欲を持つて、誇りを持つて働ける状況を、やっぱり士気をきちっと高めていく努力は必要であるわけでありますから、そういう

いろいろな角度を考えながら今後の地方公務員制度をどのように改善していくのか、どのような検討を進めようとしておられるのか、それについてお話を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(森清君) 地方独立行政法人の職員の給与とか雇用条件の問題の御指摘でございますが、先生御指摘のように二つタイプがございますけれども、地方公務員身分を有する特定地方独立行政法人の職員の場合は、法第五十一条で

ござりますけれども、そこには、職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならないというふうに書いてございまして、ただ給与の支給の基準については、同一又は類似の職種の地方公共団体の

職員等の給与や法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めるということで、準拠ということではないわけでござります。また、勤務条件につきましても、法律の第五十二条でございますが、地方公共団体の職員等の勤務条件その他の事情を考慮するということで、当該地方独立行政法人が定めるということでございまして、これまた準拠と

○松岡満壽男君　英國のいわゆるローカルエンジニアードは、英國の福祉国家政策への見直しと地方制度改革の中から形成されてきたわけでありまして、基本的には新自由主義的な視点からの効率化を含む特例職種への適用については、その後の問題としましてまた検討がなされていくべきものというふうに考えております。

まず、地方独立行政法人制度の対象となります。事業のうち、試験研究機関につきましては、都道府県分のみ把握しております。箇所数が平成十四年三月三十一日現在で八百二十七か所、職員数が平成十四年四月一日現在で二万二千五百三十九人であります。

い。さらに、地方公営企業は、既に現行法で企業管理者や中期計画を持つておりますし、職員も労働組合法などの一定の権利がある。メリットは何もなく、予算等が議決されなくなるという住民側のむしろデメリットがあるんではないか。まして、福祉施設や公共施設開闢については、これは必ずしもどうもしっかりと把握をされていくなく

また、もう一つのタイプの地方公務員身分を有しない一般地方独立行政法人の職員の給与につきましては、法律の第五十七条でございますが、職員の勤務成績が考慮されるものであり、その給与の支給の基準については、当該一般地方独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ社会一般の情勢に適合してこのように三つ、

「どうこう言はぬでござりぬ。田舎者にて、也哉、こなすべからず。」
持ててやらぬとこれは大変なことになりやしないかということを危惧いたしておるわけでありま
す。

業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業及び病院事業で、地方公営企業法の全部また一部を適用しているものに関しての事業数が三十九社十三事業。職員数が三十四万九百十人と。決算額が十一兆一千九百六十八億円。土地や償却資産等の有形固定資産総額が三十八兆一千五百十億円。

最後に、社会保障施設につきましては、平成十三年十月一日現在で、箇所数として三万八百七十七か所、職員数が二十四万六千七百七十二人でございます。

○政府参考人(畠中誠一郎君) お答えいたしま
す。

國の場合は、先生おっしゃるように、ニーズが
出てきた都度、個々の法律によつて設立するとい
うことが可能でございますが、地方の場合はそう
いうことができませんので、この法案の考え方と
しましては、行革大綱で、国における独法化の実
施状況を踏まえて地方への導入を検討するとされ
ておりますから、国における各種の独立行政法
人が現に行っている具体的な事業と同種のものを基

時間が参りましたので、終わりたいと思いま
す。

にあるわけでございますので、こういった点からしますと、地方独立行政法人が単なる従来の業務の衣替えになるということではないというふうに思つております。地方公共団体において行政サービスを提供するに当たりまして、機動的、戦略的に対応するためのツールということで有効に活用されることを期待しておるわけでございます。

また、公務員制度改革との関係等につきましては、現在、検討が進められておりますけれども、取りあえず一般職の非現業職員を対象とした検討でございまして、今後、地方独立行政法人の職員

先ほど来からのずっと答弁を聞いておりますと、地方でだれがこの法案を求めているのか。全く一部の公立大学以外は余りいないんではないかと、こんな感じを受けてしようがない。にもかかわらず、この法案は非常に大きな網を広げているという、こんなふうに思います。

そこで、法案第二十一条に該当する事業は全体で何件、職員で何人程度、事業規模何兆円程度が適用範囲だというふうにお考えになつてあるか、お伺いしたいと思います。

について法的位置付けを変えるのに、全体像をういう意味では必ずしも正確にどこまで適用するかどうもはつきりしていない、こういう感じがするわけです。

いろいろと聞いてみますと、調べてみると、先ほど来からずっと出てているんですね、大学についていえば、国立もそうですけれども、公立も随分と反対の声が多く寄せられています。また、試験研究機関は、国のために比べてみるとみんな小規模なものが多いけれどありますから、個々に独立させる財政的基礎も、あるいはメリットもな

申は「申は」にれば、試験研究会 大学の設置管理、地方公営企業、それから社会福祉事業、それから政令で定める公共的な施設の設置、管理という類型を設定したところでございます。
ただ、これは、先生がおっしゃるよう、これがすべて一遍に独立化になるか、その二、三があるかということにつきましては、これがすべて短期間に独立化になるということは私どもも考えておりませんで、大臣も度々申し上げておりますとおり、選択として、選択の可能性として規定したということです。

本にいたしました。それから、地方公共団体独自のニーズも考慮しまして可能性のある事業をこの法案で網羅したということでございまして、具体的に申しますと、武蔵野市、大田の設置、管

理、地方公営企業、それから社会福祉事業、それから政令で定める公共的な施設の設置、管理という類型を設定したところでございます。

ただ、これは、先生がおっしゃるよう、これがすべて一遍に独立化になるか、その二ニーズがあるかということにつきましては、これがすべて短期間に独立化なるということは私どもも考えておりませんで、大臣も度々申し上げておりますとおり、選択として、選択の可能性として規定したというところでござります。

○又市征治君 そこで、大臣にお伺いをします

第一回 総務委員会会議録第十九号

平成十五年七月一日

參議院

が、自治体と住民にとつては、この公営企業だけでも毎年十三兆円余りの議決予算が議決されなる可能性があるんではないか、こう思うわけですが、議決についていえば、せいぜい三年ないし五年に一度の目標改定や値上げのときだけになる。一般会計等からの交付金が予算議決されるというわけですが、公営企業でいえば繰入金は年に今一兆五千八百億円、こういう数字なんですが、事業全体の約一割ですね。しかも渡すときにしか議決権がなくなる。その約十倍の現行法上の公営企業の歳入歳出は全く議決がなくなる。これは、議会議員の権限の縮小であり、住民主権の縮小であり、それと裏腹に首長への権力集中、こんなことになるわけですが、これに代わり得る担保、それはどういうふうにお考えになつてあるんですか。

○国務大臣（片山虎之助君） この議会の関与を少なくするということがメリットの一つなんですよ。

だから、基本的なことは、それは議会がやるんですよ。設立、定款の変更、料金の上限の設定、中期目標の作成、変更、条例で定める重要な財政の処分、あるいは解散、それから毎年議会に報告する事項も幾つも重要なものはあるんです。できることだけ議会や設立団体の関与を縮小して自由にやらせるというのに意味があるんですよ。日本郵政公社みたいなものですよ。あるいは国の独立行政法人で、がんじがらめにしないところに意味があるんですよ。それでもやりたいというところにそれじやどうぞということなんで、この制度を、メリットを感じる人、メリットにできるところだけがやりやいいんですよ。みんなやらせようなんて思わない。

そこで、委員が言われるように、全く危なくないう事業だけに絞って、危くないような仕組みで関与を一杯にしてやらせるというのは今までのやり方なんですよ。もつと自由にやって、失敗しても責任を取る、それが地方自治なんですよ。失敗するのも地方自治、失敗して責任を取るのも地方自治。失敗したら首長や議員さん替えりやいいん

ですよ、選挙で。それが議会制民主主義なんですね。今までのやり方を私は直す必要があると思っております。

危なくないよう護送船団みたいにやるというふうに必ずしも結び付かない、こういうケースも、先ほど来から出ているような三セクやいろんなことをいろいろとあるわけです。

そこで、歯止めについて一つ見解を伺いたいわけですが、この評価委員会は、法案第十一一条で、附属機関としてメンバー等は条例で柔軟に決めると、こうされているわけですが、しょせんは首長の任命制ですよね。実効性を持たせるためには、長に対する勧告権を持たせるべきじゃないか、こう思います。

また、八十八条で、長の立入調査権を定めていますけれども、この評価委員会にも調査権を持たせるべきではないかということですね。

さらに、評価委員会と住民及び議会との関係は、長を通さずに直接にもルートがあり得るものとすべきじゃないか、こう考えますが、どうですか。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 評価委員会の人選等については、お答えいたします。評価委員会の委員さん的人選等につきましては、先生御指摘のとおり条例で定めることになつておりますと、その当該評価について経験のある有識者が人選されることにならうかと、いうふうに考えております。

また、業績の評価につきましては、毎年度の実績について評価委員会が評価し意見を申し上げることになつておりますし、中期目標が終了後につきましては、設立団体の長がその組織の在り方について廃止、民営化も含めて見直すということになつておりますし、その見直す際に評価委員会の意見を聞くということも規定されておりますので、この点につきましては国の独法の評価の仕組みと基本的には同じ仕組みになつておるところでござります。

○又市征治君 いや、ちょっととんちんかんな答弁なんで。あなたは、さつき大臣に聞いたことをあなたは今答えている。そうじゃなくて、評価委員会に実効性を持たせる、そういう方策について私が提案をしたのをあなたはどう考えるかと今のところ聞いてるんですよ。そのところはもう全然食い違ひがある。
もう一遍答弁願います。

○政府参考人(畠中誠一郎君) 失礼いたしました。
私ども、評価委員会が実効性のある評価ができるように、国の独法の評価について規定されいるところに準じた仕組みを導入したわけでございまして、評価に当たって、例えば設立団体から意見を聞くとか、独立行政法人、いや、地方独立行政法人から直接意見を聞くというようなことも可能であろうというふうに考えております。可能であるというふうに考えております。

○又市征治君 全く全然答えになつていないんで、私が言っているのは、その評価委員会ね、長に対する勧告権を持たせたらどうか、それから評価委員会にも調査権を持たせたらどうか、それから長を通さずに住民と議会に対してもこのルートがあつていいんじゃないか、こういう点はいかがかと、こうお聞きしているんで、全然答弁になつていいですよ。

大臣、どうですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 評価委員会というのは、やっぱりその専門家を入れて、いろんなことをそこで専門的な議論をしてもらつて、サジエスチョンしてもらうんですよ、長に。長のこれは言わば詰問機関的なあれなんです。国も同じですね。そこで、権限は長なんですよ、やっぱり。だから、その評価の結果をどう生かすかは長なんんで、その長が決める場合のしつかりした専門的な意見をもらうと、こういうことなんで、調査権といふ権限はありませんけれども、しかし、それは、資料の提供は長から求めれば独立行政法人はいろいろ出すようになると思しますから、この辺

は国の動向を見ながら、どういうのが一番有効な評価委員会の利用の仕方かということについては検討いたしてまいりたいと思つております。

○又市征治君 ちょっと中途半端な答弁だったのだが、今、大臣の答弁で、評価委員会の権限や住民及び議会との直接の関係を妨げないという、こういうことだというふうに私は解釈をしておきたいと思いますし、確認しておきたいと思うんです。

それで、併せて大臣、情報公開についてお伺いをしますが、総務省研究会の二〇〇八年の報告書は、地方独自について透明性が極めて重要なだから情報公開せよと、こう書いているわけですよね。ところが、今の法案の第三条第一項は業務を公表するよう努めなければならないという、どうも一般的な努力義務しか書いてない。情報公開とは明記していないわけですね。これは少なくとも、ちゃんとやつぱり進んだ形で研究会でそこまで出しているのになぜ後退しているのか、少なくとも情報公開と明記すべきじゃないかと、こんなふうに思うんです。これが一つと。

もう一つは、また独立法人が第三条二項の自主性尊重を盾にこの情報公開を拒否した場合はどちらが優先するのか。少なくとも私は、同条第一項冒頭の公共上の見地にかんがみて当然情報公開の責務が優先をされるべきじゃないかと、こう思っていますが、その点、大臣、いかがですか。

○国務大臣(片山虎之助君) この法律には御承知のように、重要項目の公表制度を御承知のように書いておりまして、例えば、業務方法書、財務諸表、中期計画及び年度計画、評価委員会による評価の結果、それから役員報酬の支給の基準などを、ここまで全部公表しろと言っていますから、公表はさせてもらう。しかし、それだけでも不十分だといふんで情報公開を求めるケースがありますよね。そういうものは、根拠はやつぱりこれは地方ですから、情報公開条例に決めてもらわなきやいかぬと。

だから今、情報公開条例の見直しもお願いしておりますけれども、もし情報公開条例がないとこ

る、あるいは今条例はあるけれども、その中の情報公開機関にこの地方独立行政法人が入っていないところ、まあ入つていませんわね、法律まだできていないんだから。それで、そういうものについては入れてもらつて、その条例の仕組みの中で公開してもらおうと、こういうふうに思つておりますし、その場合、どの範囲を公表、公開して、どの範囲が非公開にするか。それ非公開にした場合のこの一種の異議の申立てみたいなことについてはどういう扱いにするか、これはちょっと慎重に検討させていただこうと、こう思つております。

める重要な財産については議会の議決を得ると、失礼しました、条例にゆだねられていると。規定の、条例にゆだねておるところでございますが、この重要な財産につきましては、この四十四条の規定の趣旨にかんがみれば、その業務に、地方独立行政法人の業務に供している施設や土地などが想定されるところでござります。

それから、どのぐらいの財産が移管されるのかと、試算をしているのかというお尋ねでございま
すが、まだ制度が発足しておりませんで、まだ今
のところ地方公共団体の希望を鋭意把握している
というところでござりますので、残念ながら恐縮
でございますが、そういう試算はまだできてござ
いません。

○又市惩治君 国としては施行通知で情報公開条例に独法を含めるように要請をしていくと、こういうお答えだったんだろうと思ひます。

さてそこで、実際に考えられるちょっと地権制の問題についてたゞしておきたいと思うんですが、財産の处分問題ですね。自治体の財産のうち、独法に移行可能な公営企業分だけでも土地が約四兆円、それから出資金などの投資が一兆八千二百三十億円余り、これだけでさつと大枠六兆円ぐらいですね。独法になれば、事業体が今所管する土地や施設は当然に独法へ出資その他の形で移転をされるということにならうかと思ひます。旧

そこで、法案の第四十四条で独法の条例で定め
る重要な財産は譲渡するには議会の議決や評価委
員会の意見が必要だというふうにされています。
これには何が一体全体該当するのか、条例次第で
例えば土地を外すこともできるのかどうか、この
点、一つ。それからまた、法案提出に当たり移管
する土地や資産、またそのうち近い将来譲渡可能
な分はどのくらいだというふうに試算をされてい
るのか、この点、二つ目。この点についてお伺い
をします。

地方独立法でもこれを国と同じに適用すべきじやないかと思いますが、いかがですか。

にマイナスではないかと、こう思ってしようがないです。水道と一般行政の関係については、総務省の三月の研究報告で水道は更新時期を迎えて多額の投資も必要だと、こう言つているわけですね。一般会計の支援が必要なときにわざわざ自治体の外側、議決予算の枠外へ移すというのは住民の議会への理解を遠ざけるものじゃないかと、こんなふうに思えるんですが、その点いかがですか。

○政府参考人(林省吾君) 公営企業型の地方独立行政法人制度の対象といたしまして、水道事業を始めとして八事業を対象と考えているわけでござりますが、これらを独立行政法人に移行するか否かということは、繰り返しになりますが、地方公共団体の自主的な判断にゆだねられるものでござります。が、水道事業につきましては、公営企業としての定着度等を考えまして、制度上、公営企業型地方独立行政法人の対象として位置付けることが適当である、こういう判断をして御提案をさせていただいているわけであります。

御指摘の法人への議会の関与につきましてでありますけれども、設立団体の長が議会の議決を経た上で、中期目標、中期計画に盛り込まれることになつておりますが、これにつきましてもあらかじめ議会の議決を経なければならぬこととする等、設立団体の一定の関与を保ちつつ事務を行わせることといたしていふところでございます。

水道施設につきましては、確かに大量の更新期を迎えておりますが、その更新に当たりまして多額の投資を要することが予想されるわけでありますが、こうした場合におきましては設立団体から長期借入れを認める等、現行の地方公営企業の場合と同様の財政制度となるよう検討いたしていふところでございまして、必要な施設の更新等に、設備の更新等に支障を来すおそれはないもの

と考えておるところでございます。

○又市征治君 こうして聞いてまいりますと、今どうしても独立行政法人を地方に導入する理由、どうも明らかでありませんし、範囲も可能最大限広げるだけ広げた格好、こういう格好に見えるわけですね。国がやれと言うからやりますという式に自治体がこれに移行して、混乱を招きかねない、小さな自治体なんというのはそういうことになりかねません。

改めて、業務の効率性であるとか質の向上、透明性の確保などの観点から、大臣が重ねておっしゃっておりますけれども、選択肢をあくまでも広げたものだと。そういう意味で、自治体がこれを導入するかどうかは、あくまでも自治体側の主体的、自主的な判断、慎重にそれは判断されるべきものだろうと思いますが、そうした自治体の判断を強制をしたり、ゆがめることがあつてはならない、そのことを強く要請をして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(山崎力君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、泉信也君、小野清子君及び奥石東君が委員を辞任され、その補欠として山下英利君、愛知治郎君及び小林元君がそれぞれ選任されました。

○委員長(山崎力君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。(発言する者あり)

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方独立行政法人法案及び同法施行法案に対して反対の討論を行います。

反対理由の第一は、住民への行政サービスを自治体の手から地方独立行政法人に移行させることは、経済効率優先の評価制度、法人の恣意的な判

断による事業縮小や廃止などを通じて、行政サ

ビスの低下、縮小あるいは廃止につながるという

そもそもこの制度の対象とする事務事業は、本來公的責任で確実に実施されることが必要な事業

であります。

反対の第二の理由は、地方独立行政法人の運営や監督について、地方自治の重要な柱である地方議会の関与を外し、住民訴訟や住民監査制度の適用外とするなど、地方自治制度を形骸化させる重

大な問題点を持つておられます。

さらに、この制度は利用者かつ主権者である住民のチェック機能が奪われるという重大な問題点があります。情報公開に関する規定ではなく、自治体任せになつております。住民監査請求なども及びにくくなり、住民参加によるチエックや民主的にコントロールすることが困難となります。その結果、汚職、腐敗が生まれやすくなる可能性さえあります。

反対の第三の理由は、公立大学の法人化についてであります。公立大学の法人化は、学問の自由の基盤を著しく侵害し、高等教育、学術研究機関としての大学の発展に障害となり、大学の役割をゆがめるものであります。

反対の第四の理由は、この地方独立行政法人への移管に当たって、自治体労働者の意思を全く考慮せず、条例によって移行するとの仕組みが取り入れられ、自治体労働者の身分変更や労働条件変更が一方的に行えることは不当な制度であるからであります。こうしたことは雇用不安を招き、自治体行政の安定性を損なうことにつながります。

このようないま重大的な問題点がたくさんあるにもかかわらず、このようないま短い審議で、國民に広く参考人になつていただくとか、あるいは公聴会を開くことよりも一切せず、今日、採決を強行されることは強く抗議をし、私の反対討論を終わります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方独立行政法人法案及び関係法律整備職員も、独法化によって一方的に身分が変更さ

法案に対し反対の討論を行います。

元々自治体の公共事務として、生活用水を不自由なく供給したり、過疎地を含めて市民の交通の足を確保し、また医療サービスを提供するなど、住民の生活に密着したニーズにこたえることは、極めて地道な、地方自治法のうたう住民の福祉の仕事そのものです。

だからこそ、公営企業の形を取つていても、病院を始め赤字部門もあり、一般会計補助を含めて成り立っています。それでもあえて効率化をといふなら、住民や議会の目から遠ざけるのはなく、むしろ首長や特権官僚の專斷を抑え、住民の民主的監視を強めることによつて達成すべきです。

この法案により自治体から分離させられる可能性がある事業、職員数、財産や事業規模は、いまだにその概要さえ総務省から示されていませんが、法的には最小でも職員六十数万人、事業費二兆円以上になります。

ところが、この法案は、この膨大な職員と事業について、第一に、議会の関与と住民の監視機能を著しく後退させるものです。独立法人化すれば、議会の関与は三年ないし五年に一度の抽象的な中期目標などに限られてしまいます。住民監査請求や住民訴訟の前提となる監査の範囲も、自治体からの支出分に限られてしまい、住民による

率化や赤字解消の美名の下に、これらが売却等で失われるおそれは強くなります。

以上、この法案は自治体の本来の責任の放棄、安上やり化、住民サービスの危機につながることを指摘し、反対討論いたします。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(山崎力君) まず、地方独立行政法人法案の採決を行います。

まず、地方独立行政法人法案の採決を行います。

○委員長(山崎力君) 本案は賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤君から発言を認められておりますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました地方独立行政法人法案に対し、自由民主党・保守新

党・民主党・新緑風会・公明党・国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連

合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

地方独立行政法人法案に対する附帯決議案

れ、雇用は継続される保障がありません。給与決定も、公共事業であるのに經營実績次第となり、全体の奉仕者はなく、法人経営、収益のために働くことになります。

第四に、公立大学、試験研究機関の扱いです。これらはそれぞれの地域の文化、産業の長い伝統や地域ニーズを踏まえて公立で運営されてきたのです。しかし、独法化により教育研究よりも効率化が優先され、誤った成績主義、無用な競争、ひいては独創性の喪失、大学の自治の破壊につながりかねません。

第五に、地域住民の財産である公有地や出資、分かっているだけでも六兆円が独法への移行に伴つて自動的に移管される可能性があります。効率化や赤字解消の美名の下に、これらが売却等で失われるおそれは強くなります。

以上、この法案は自治体の本来の責任の放棄、安上やり化、住民サービスの危機につながることを指摘し、反対討論を行いました。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(山崎力君) まず、地方独立行政法人法案の採決を行います。

まず、地方独立行政法人法案の採決を行います。

○委員長(山崎力君) 本案は賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤君から発言を認められておりますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました地方独立行政法人法案に対し、自由民主党・保守新

党・民主党・新緑風会・公明党・国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連

合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

地方独立行政法人法案に対する附帯決議案

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分尊重すること。

二、地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

三、地方独立行政法人の情報公開に関しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。

四、地方独立行政法人の業績評価に当たっては、財務面のみならず、住民の意見を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立つた評価制度が確立されるよう、その体制整備に努めること。

五、第三セクター等の経営健全化に関しては、その手段として安易に地方独立行政法人への移行が選択されないようにするとともに、地方公共団体に対し、法的整理を含めその早期抜本処理を促し、経営責任の明確化、清算の可否、民営化の是非を精査検討できるよう、必要な対策を講ずること。

六、公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自主性・自律性を最大限發揮しうるための必要な措置を講ずること。

右決議する。
以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(山崎力君)　ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君)　全会一致と認めます。よつて、伊藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君)　ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(山崎力君)　次に、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君)　多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎力君)　御異議ないものと認め、さ

よう決定いたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君)　多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(山崎力君)　御異議なしとのと認め、さ

よう決定いたしました。

現在、市町村の合併につきましては、法定協議会又は任意協議会の設置が全市町村の約六割に上っております。また、多くの関係市町村からこの特例措置の延長を望む声があるところであります。以上のことから、市町村合併の一層の推進を図るため、この特例措置の延長を行うこととし、本案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

本案は、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長し、平成十七年三月三十一日までに市町村合併が行われる場合には、その適用があるものとします。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとしております。

以上が本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山崎力君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですが、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(山崎力君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですが、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、た

だいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

この法案は、合併後の人口が三万人以上であれば市となるという期限措置の期限を、一年間延長して来年度末までとするものです。そもそも、この法の特例は、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

まず、提出者衆議院総務委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴取いたします。遠藤武彦君。

○衆議院議員(遠藤武彦君)　ただいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

す。前回の法改正時、自治省の中川行政局長は、これら四要件は市の要件として必要であり、当面は維持すべきものだと認識を示しました。

そうであるならば、この特例措置は、市制をし始めたの条件のない地域にあえて市を作ることにはなりません。それにもかかわらず、一定の期間を限って、しかも合併自治体についてだけ要件緩和を行うことに何の合理性もありません。このような措置の期限延長は、合併推進のためなら何でもありというモラルハザードを一層拡大し、地方自治制度に混乱をもたらすものでしかありません。

この法案に反対する理由の第一は、市制要件の緩和が国による市町村への合併の押し付けのためのためとむちの一環だからです。

二〇〇〇年十二月の国の行革大綱に千を目標とした市町村の合併が政府主導で上から強引に進められています。目標達成のために交付税の段階補正の見直しや市町村に対する知事の勧告権、あるいは議員の定数、任期の特例や合併後の交付税の補償など、様々なためとむちが用意されてきました。その一環として、新たな補助金は創設しないとの政府自身の方針に反して、新たに合併補助金が創設されました。また、今日の地方財政危機の主要な要因の一つが償還資金を交付税で手当するとの約束で地方に公共事業のための借金をさせるとの手法にあつたことを政府自身が認めざるを得なくなっているにもかかわらず、合併促進のためにはまたしても同様の手法による公共事業が動員されています。合併促進のためには、正に政府自身がモラルハザードに陥っていると言わなくてはなりません。

しかも、三万人特例の期限が合併特例法本体の期限より一年前とされたのは、そうでないと合併促進のインセンティブが働くかないと理由からありました。その期限が切れる今になつて一年延長するのでは、自治体関係者を合併に追い立てるためにその場しのぎの説明で欺いたものとの批判

を免れないではありませんか。

反対理由の第二は、この三万人特例の実施が住民と自治体に新たな財政負担をもたらしているからであります。

この特例の最初の適用を受けて一昨年四月一日に誕生した潮来市は、福祉・保健サービスの向上と行政の効率化・基盤強化を合併に当たってのうたい文句にしていました。しかし、現実には、

合併による公共事業が急増する一方、地方交付税は合併後の二年間で約六億円も減少。この結果、二〇〇三年度の予算編成に当たっては財政破綻の直前にあることを表明せざるを得なくなっています。

市当局は、この財政危機の乗り切りのため、国保税や保育料の引上げ、人間ドック助成の廃止など、住民への負担増の押し付けとサービスの切捨てを計画しているばかりでなく、財政力の強化のためと称して新たな合併を視野に入れざるを得ない事態にまで立ち至っているのであります。

第三の反対理由は、これが地方自治制度の不整合と混乱を拡大することになるからであります。

第三の反対理由は、これが地方自治制度の不整合と混乱を拡大することになるからであります。市当局は、この財政危機の乗り切りのため、国保税や保育料の引上げ、人間ドック助成の廃止など、住民への負担増の押し付けとサービスの切捨てを計画しているばかりでなく、財政力の強化のためと称して新たな合併を視野に入れざるを得ない事態にまで立ち至っているのであります。

第三の反対理由は、これが地方自治制度の不整合と混乱を拡大することになるからであります。市当局は、この財政危機の乗り切りのため、国保税や保育料の引上げ、人間ドック助成の廃止など、住民への負担増の押し付けとサービスの切捨てを計画しているばかりでなく、財政力の強化のためと称して新たな合併を視野に入れざるを得ない事態にまで立ち至っているのであります。

第三の反対理由は、これが地方自治制度の不整合と混乱を拡大することになるからであります。市当局は、この財政危機の乗り切りのため、国保税や保育料の引上げ、人間ドック助成の廃止など、住民への負担増の押し付けとサービスの切捨てを計画しているばかりでなく、財政力の強化のためと称して新たな合併を視野に入れざるを得ない事態にまで立ち至っているのであります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました市町村合併特例法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

一二〇〇五年三月という合併特例法の期限まで二年を切り、市町村合併の動きに拍車が掛かっていますが、国が合併を强行しようとしてすればするほど、自治体や地域住民からの疑問や反発も大きくなり、地域の混乱、摩擦も拡大しています。これらの反発や混乱は、今回の合併路線が住民の必要から出した自發的な動きではなく、国が財政の無策を地方に転嫁するため、四兆円から五兆円と言われる規模で地方交付税の削減を図り、そのため自治体にあめとむちで合併を迫っているのが実態であることを物語っています。

一方で、人口三万人を超える百八つの町村が存在するという実態もあります。こうした制度の基本の検討や実態との調整こそ必要となつていてもかかわらず、これを合併促進のための手段としてのみ扱うことは、はじめて地方自治制度の拡充に取り組む姿勢に欠けるものと言わざるを得ません。

最後に、本法案の審議に関連して一言述べます。法案が衆議院総務委員長から提出されたものであつても、本委員会に於ては衆議院から送付された法案であることは何の違いもありません。また、我が党はこの法案には反対であり、委員長

提案ではなく議員提出法案とするよう、衆議院でも主張していました。それにもかかわらず、質疑を行うことなく、討論・採決が行われようとしていることに強く抗議するものです。

また、人口三万人要件の一年間延長という内容も、片山総務大臣が五月八日の経済財政諮問会議に提出した市町村合併推進プランに沿つたものであります。政府が意図するものを国会の機関である委員長が代わって法案提出することは、立法府の見識が問われるものであることを指摘して、討論を終ります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました市町村合併特例法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

一二〇〇五年三月までにする一方、三万人特例は一年短い二〇〇四年三月までと差を付けたのは、駆け込みをあおる意図だったであります。

四万人特例は二〇〇五年三月までにする一方、三万人特例は一年短い二〇〇四年三月までと差を付けたのは、駆け込みをあおる意図だったであります。

国は合併を強いるのではなく、あくまでも住民の選択と判断を保障すべきです。

本案に反対の第一の理由は、合併推進のためのつじま合わせの改正であることです。

一九九八年十二月には人口四万人特例の改正を行い、二年後の二〇〇〇年十一月の再改正で人口三万人以上の要件のみとした改正を行つたばかりです。

四万人特例は二〇〇五年三月までにする一方、三万人特例は一年短い二〇〇四年三月までと差を付けたのは、駆け込みをあおる意図だったであります。

提案とは、本来、各党会派間の態度が一致して争わない案件が原則です。

当時、決して先例としないことを求めたのに、今回また国会の守るべき慣例が踏みにじられたことは極めて遺憾であることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

四万人特例は二〇〇五年三月までにする一方、三万人特例は一年短い二〇〇四年三月までと差を付けたのは、駆け込みをあおる意図だったであります。

提案とは、本来、各党会派間の態度が一致して争わない案件が原則です。

当時、決して先例としないことを求めたのに、

今回また国会の守るべき慣例が踏みにじられたこ

とは極めて遺憾であることを申し上げ、私の反対

討論を終わります。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですが、

討論は終局したものと認めます。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

四万人特例は二〇〇五年三月までにする一方、三万人特例は一年短い二〇〇四年三月までと差を付けたのは、駆け込みをあおる意図だったであります。

<p>請願</p> <p>請願者 東京都新宿区早稲田鶴巻町五三一 吉澤孝三郎 外二百六十九名</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>紹介議員 小野 清子君</p> <p>シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する 請願</p> <p>第二三三一六号 平成十五年五月三十日受理</p>
<p>請願者 横浜市神奈川区六角橋三ノ一三ノ一 一〇 海老原一夫 外二百九十九名</p> <p>名</p> <p>紹介議員 齋藤 勁君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 北九州市八幡東区大谷一ノ三ノ一 三ノ一〇四 加来浩信 外百九十 紹介議員 渕上 貞雄君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 仙台市泉区南光台六ノ一五ノ一九 相澤英男 外百三十九名</p> <p>紹介議員 櫻井 充君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 岐阜県大垣市赤坂新田一ノ一二一 渡辺仁三 外二百九名</p> <p>紹介議員 松田 岩夫君</p> <p>シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する 請願</p> <p>第二四六七号 平成十五年六月三日受理</p>
<p>請願者 横浜市南区唐沢四六 多田義雄 外二百九十九名</p> <p>名</p> <p>紹介議員 千葉 景子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 横浜市神奈川区六角橋三ノ一三ノ一 一〇 海老原一夫 外二百九十九名</p> <p>名</p> <p>紹介議員 宮本 岳志君</p> <p>住民基本台帳法の改正に関する請願</p> <p>請願者 東京都練馬区貫井一ノ一〇ノ一二 杉浦譲 外二百六十九名</p> <p>シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する 請願</p> <p>第二五二一號 平成十五年六月四日受理</p>
<p>請願者 兵庫県尼崎市寺町一 大串照子 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 辻 泰弘君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。</p> <p>請願者 兵庫県尼崎市寺町一 大串照子 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 辻 泰弘君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 大阪府豊中市熊野町一ノ五ノ一四 ノ二五 谷口きよ子 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 宮本 岳志君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 大阪府交野市星田西三ノ一二ノ一 清田俊子 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 山本 孝史君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 福岡市城南区別府六ノ一六ノ四四 上原司 外百九十九名</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律の一部を改 正する法律案</p>
<p>紹介議員 島袋 宗康君</p> <p>この請願の趣旨は、第二三〇二号と同じである。</p> <p>請願者 東京都練馬区貫井一ノ一〇ノ一二 小川元樹 外二百九十九名</p> <p>名</p> <p>紹介議員 緒方 靖夫君</p> <p>シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する 請願</p> <p>第二八七九号 平成十五年六月六日受理</p>

平成十五年七月十日印刷

平成十五年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C